

産業生活常任委員会
予算常任委員会産業生活分科会

(令和4年3月2日)

○ 平野貴之委員長

それでは、昨日に引き続きまして、産業生活常任委員会の審査を行っていきたいと思います。

インターネット中継の開始をお願いします。

議案第73号 令和4年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第5款 労働費

第1項 労働諸費

第7款 商工費

第1項 商工費

第1目 商工総務費

第2目 商工業振興費

第2条 債務負担行為（関係部分）

○ 平野貴之委員長

議案第73号令和4年度四日市市一般会計予算のうち、商工課所管部分を議題といたします。本件については、議案聴取会において追加資料の請求がありましたので、資料の説明をお願いします。

○ 秦商工課長

商工課長、秦でございます。今日はよろしくお願ひいたします。

まず、資料のほうでございますが、タブレットナンバー004、商工農水部関係資料でございます。4ページから本編が始まっております。

まず初めに、谷口委員から施設外就労促進事業費補助金の過去の実績をということでお問い合わせいただいておりますのを資料にさせていただきます。

当補助金でございますが、令和2年度から就労移行支援事業者等が施設外就労を初めて受け入れる市内企業等に対しまして、補助金を市が支出しているというものでございます。

実績のほうでございますが、2番の過去の実績というところでございますけれども、令和2年度につきましては、大変残念ながら実績がなしという結果になっております。令和3年度につきましては2件ございまして、社会福祉法人宏育会様、それと新英エコライフ株式会社様に補助金を支出する予定となっております。

内容でございますが、社会福祉法人宏育会様のほうが施設内の清掃と、請負をしている先でございますが、社会福祉法人鐘和さんのフェア・ワークス下野さんが請負を受けて申請者のほうへ行っているという状態になっております。開始時期が令和3年11月。新英エコライフ株式会社様でございますが、産業廃棄物の選別作業ということで、就労支援事業所としては合同会社アネラ様が令和3年12月からというふうになっております。

次のページへ参ります。5ページでございます。

空き店舗等活用支援事業補助金でございます。こちらにつきましては、小林委員のほうから、空き店舗の状況が分かる、あるいは2階の空き店舗の考え方について、今のところどう考えているかということでございます。

まず、空き店舗等活用支援事業補助金の目的でございますけれども、空き店舗の解消によりまして、商店街であったり郊外住宅団地のにぎわい創出を図ろうというもので、あるいは買物拠点の維持再生を図っていききたいというものでございます。個店の出店の支援であったり、空き店舗を解消していこうという趣旨ではないんですけど、そこをやることによってその面、あるいは買物拠点としての維持を図っていこうというものでございます。

補助の対象となる施設の考え方でございますが、まず、1階部分というのは若者からお年寄りの方まで様々な方が出入りしやすいということで、先ほど申しましたにぎわいの創出に当たりましては、1階部分のほうがより商店街の活性化に資するものであるというふうに考えておりますので、この補助要綱の補助対象の部分といたしましては、1階店舗のみとさせていただいているという状況になっております。

過去5年間の空き店舗の状況についてでございますが、平成29年から令和3年までですけれども、現状、データでは空き店舗につきましては順調に減少してきているという状況になっております。商店街によっては多少の差はありますけれども、中心市街地、郊外、面で見ますと全体的に減少しているという傾向があるという結果になっております。

続きまして、6ページ、商店街活性化イベント事業補助金でございます。こちら、谷口委員から商店街活性化イベントの過去5年の資料ということと、あと、荻須委員からエキサイト四日市・バザールの成果はどのように確認しているかということで、それを来場者

数でというふうにお答えさせていただきましたので、それが分かる資料として表にまとめさせていただきます。

まず、平成29年度でございますけれども、エキサイト四日市・バザール実行委員会さんの第26回エキサイト四日市・バザールにつきましては、4月8日、9日と実施しまして合計6万4000人ということになっております。また、一番街商店街さんの秋の文化財行列、三重の大酒蔵市、まちなか文化祭等の3事業を実施しております。

平成30年度につきましては、エキサイト四日市・バザール実行委員会は4月7日、8日の両日ですけれども、初日は小雨で非常に寒かったということもございまして、来場者数は3万8000人と減少はしております。また、商工会議所さんのベトナムフェアなど、平成30年度は実施しております。

令和元年度ですが、こちらエキサイト四日市・バザール実行委員会さんですが、6日、7日で合計7万4000人。ほか、まちなか文化祭、表参道スワマエ夏マルシェ、秋の文化財行列等を実施しております。この商工会議所のベトナムフェアでございますが、2016年に経済交流協定をベトナムと結んでいることございまして、四日市商工会議所さんが町なかでベトナムとの交流も図るということで、ベトナム人の方の歌や踊り、そういうものも紹介しながら、食とかも紹介しながら実施していただいております。

令和2年度、ここからコロナの影響がちょっと出てきておりますが、あびす横丁実行委員会さんであびす横丁、また、諏訪商店街振興組合さんの諏訪新道こどもまつりという状況になっております。

令和3年度ですが、感染症対策を取った状態で、エキサイト四日市・バザール実行委員会さんが4月3日、4日の6750人——かなり少ない状況ではございますが——感染症対策を取って密を避けるという状態でやっておりましたので、このような状況になっております。まちなかイルミネーション実行委員会さんも、市が補助しておりますイルミネーションに今やれることということで、自分たちでこの商店街活性化イベント事業を活用して、駅前で羽のオブジェというんですかね、あれを商店街さんのほうでつけていただいております。それと、四日市訪商店街振興組合さんのオープンストリートインヨッカイチということで、これはちょっと新たな取組ですけれども、こういう新しい取組も始まりつつございます。

始期を尋ねられておりました、下に書いています。平成4年4月1日に規則ができた

ということで確認を取りましたので、ここへ記させていただきます。

商店街活性化イベント事業補助金は以上でございます。

続きまして、7ページでございます。444記念事業について、谷口委員から予算の内訳をということでご質問いただいております、そこを記させていただきます。

内容につきましては、平成4年に始まりましたオープンバザールから、過去、現在、未来ということで、そういうつながりを感じられ、まちを一層盛り上げていこうとするイベントの開催に要する経費を委託していくというものでございます。

予算額200万円でございますが、内訳でございますけれども、科目については全て委託費で200万円になっております。内容につきましては、カウントダウンのイベント、配信のオペレーション、ライブ中継をインターネット上でやる予定としております。そういう機材使用費など45万円、会場の設営費、ステージの設営や検温ブースの設置などを行いまして55万円、出演者のお礼としまして20万円、そして、今後バスタや中央通りの再編などもございますので、未来を感じさせるという意味を込めまして、平成4年当時の写真とバスタができたときのイメージパスなども展示しながら、近鉄四日市駅周辺のこの町なかがどういうふうに変っていくのかということをご皆さんに、簡単にそこで見ていただくという取組でございます。こちらは30万円になっております。企画・制作費ですけれども50万円、合計200万円になっております。

以上でございます。

次に、四日市コンビナートカーボンニュートラル推進事業費でございます。こちら、小林委員から、市長が直接入っていくという趣旨について、内容を教えてほしいということと、水素・アンモニアの供給拠点としての港の活用についてはどうなのかという、その辺りの考えを資料にしてほしいということでございましたので、そのことについてまとめさせていただきます。

ちょっと詳しく説明させていただきますけれども、まず、主な国の動向といたしまして、2020年10月に、国が2050年にカーボンニュートラルを実施するんだということを宣言しました。温室効果ガスの排出量を2030年には2013年度比で46%削減するという方針を示しております。2020年12月にはグリーン成長戦略が策定されまして、成長が期待される産業14分野に水素・燃料アンモニア産業も挙げておられます。2021年12月からは、経済産業省は全4回にわたるカーボンニュートラルコンビナート研究会を開催しております、脱炭素社会においてコンビナートが担うべき役割等について、今議論を図っている途中でござい

ます。こういう状況がございます。

本市とコンビナート企業におけるこれまでの取組の状況でございますけれども、平成28年度と平成29年度に学識経験者、国、県なども参加いただきまして、水素の利活用について調査、検討を実施してきております。また、平成30年度からは、コンビナート先進化検討会を設置いたしまして、国際競争力の強化や新規技術の活用による安心、安全の確保などを検討しながら、四日市コンビナートのカーボンニュートラル化に向けて水素やアンモニアに関する講演会を実施し、機運の醸成を図ってきた状況でございます。

また、当検討会の中でコンビナートカーボンニュートラル化の問題というのは、なかなか企業個社では対応ができないということで、地域コンビナートの共通課題といたしまして、市内事業所、そして行政のトップによる議論が非常に重要ではないかということの共通認識に至りまして、両者ともにトップで役割分担といたしますか、その内容について議論していこうという共通認識に至っております。

上記の認識の下、検討体制といたしましては、行政と企業が一体となりまして、本市のコンビナートのカーボンニュートラル化について検討を行う場が、別途、必要でございます。国や県が参画し、学識経験者による専門的な助言をいただきながら、多角的な視点で四日市コンビナートのあるべき姿や方向性を打ち出す、四日市コンビナートのカーボンニュートラル化に向けた検討委員会を設置するという流れになってございます。

このコンビナートのカーボンニュートラル化に向けた検討委員会の委員構成でございます。三重県知事、市長、それと四日市コンビナート企業約20社を今考えております。こちらは、所長や工場長が入る予定となっております。そして、学識経験者には西村 顕氏、三重大学の大学院工学研究科機械工学専攻准教授でございます。平野 創先生、成城大学経済学部経営学科教授ですが、現四日市コンビナート先進化検討会の会長でございます。経済産業省のカーボンニュートラルコンビナートの研究会委員でございます。吉岡 敏明先生、東北大学の大学院環境科学研究科の教授でございます。あと、四日市商工会議所の会頭も構成員としております。また、経済産業省中部経済産業局長、国土交通省中部地方整備局長、四日市港管理組合がオブザーバーとして参加いただいているという状況になっております。

検討の方向性でございますが、コンビナート企業がカーボンニュートラル社会へ対応していくためには、事業構造の大幅な転換というものがやっぱり必要となってまいります。技術面、資金面等、大きな課題を乗り越えていく必要がございます。一方で、解決に向け

た取組を新たな成長産業として生み出す機会でもございますので、本市としても、しっかりと行政としての役割を果たしながら、四日市コンビナートの持続的発展につなげてまいりたいというような方向で検討したいと思っております。カーボンニュートラル社会におきましても、四日市コンビナートが本市産業の基盤としてしっかりと続けられるよう、目指すべき将来像の検討を行ってまいりたいと考えております。

また、小林委員からご指摘にありました水素の受入れ、備蓄機能などにつきましても、やっぱり四日市港の現状のポテンシャル、それらも踏まえまして、しっかりと内部で検討を図ってまいりたいというふうに考えております。

検討内容につきましては再掲でございますので、以上のとおりでございます。

スケジュールがございしますが、令和4年3月下旬には第1回の検討会に入りまして、7月、11月、1月、こちらは予定でございますが、これぐらいのスパンで開催をしていこうというふうに現在検討しているという状況でございます。

カーボンニュートラルの説明につきましては、以上でございます。

続きまして、企業立地奨励金・民間研究所立地奨励金の実績ということでございます。萩須委員から、今、特に臨海部等の大企業において、コロナの影響もあって投資が進んでいないのではないかとということで、実績についてお示しさせていただきました。

平成27年度から件数の推移を少しお書きさせていただいております。平成27年度は5件、平成28年度は6件、平成29年度は10件、平成30年度は9件、令和元年度は4件、令和2年度は6件、令和3年度は6件——これはまだ見込みでございますが——一旦平成29年、平成30年度には内陸の半導体の企業の大型投資がございまして多いですけれども、全体的には大きく何かトレンドとして下がっているという状況ではありません。

また、企業さんのヒアリングや日常のいろんなコミュニケーションの中でも、コロナの影響が事業にすごく暗い影を落としているようなことはあまり伺っておりませんので、投資について、今コロナの影響が直接何か悪い影響を与えているというふうには、商工課としては認識をしておりません。

次に、民間研究所のほうも同様でございますけれども、平成28年度4件、平成29年度はゼロ件、平成30年度1件、令和元年度2件、令和2年度ゼロ件で、令和3年度には2件を見込んでおります。こちら、トレンドとしては大きく下がっているという状況ではないという資料でございます。内容についてはお記しさせていただいておりますとおりでございます。

続きまして、中小企業海外人材確保支援事業でございます。こちらは荻須委員から中小の企業の方で、人材確保、非常に今苦勞されているということで、この補助事業でより幅広く対象を見てあげてはどうかという趣旨でご質問をいただいているものと考えております。

この中小企業海外人材確保支援事業につきまして、一番の目的でございますけれども、海外進出した企業、あるいは海外進出を今後検討するような企業が、特に海外へ進出した企業の方で国内へ利益を還元するような例というものが、平成26年度当時にこれを議論されているときに、そういう企業がございました。そういった企業をやっぱり産業競争力の強化ということで市内事業者にも増やしていこうということで、市内中小企業者に海外展開をどんどん促進していこうと、そして、市内産業の強化及び活性化を図ることを目的といたしまして、その目的達成のために国際的人材を育成する必要があるのではないか、あるいは確保する必要があるのではないかということで、中小企業海外人材確保支援事業という目的がございます。荻須委員が言われた人材確保というよりは、海外へ展開していけるような海外の人材を確保する——ちょっと言葉が難しいんですけども——まずそういう趣旨であるということでございます。

補助金の概要でございますけれども、外国人留学生のインターンシップの受入れ、留学生として来ているところのインターンシップを、今後自社でそういう人材として育成し、やがて海外へその人をキーに展開していく、そういう人材であったり、既に市内の事業所で海外に子会社であったり関連会社を持っているような方の、その社員の方で、一旦自社で研修を図り、その企業の考えであったり趣旨であったり、そういう技術をしっかりそこでその方に学んでいただいて、さらに、もう一度海外へ行ってキーとなる人間として育てていこうと、そういう趣旨でございます。

交付実績でございますけれども、平成28年度は1件、平成29年度2件、平成30年度3件、令和元年度3件でございます。海外のほうはどちらかというと東南アジアが多いんですけども、マレーシア、タイあるいはベトナムといった実績でございます。ただ、令和2年度以降につきましては、海外へ展開というのが非常に難しい時節になってございますので、現時点のところでは実績がないということになっております。

資料の説明につきましては、以上のとおりでございます。

○ 平野貴之委員長

説明ありがとうございました。

では、今から質疑に入ります。

まず、この追加資料の範囲で質問、意見のある方は挙手をお願いします。

○ 小林博次委員

資料ありがとうございます。

空き店舗の資料を請求したのは、コロナ禍で空き店舗が増えたのと違うかなという、そういう考え方があって資料請求したけど、この出してもらった資料からはそれは読み取れない。実態としてはどうなのか。

○ 秦商工課長

商工課長、秦でございます。

統計として取っておりますので、やはり私たちはこれを実態として考えます。小林委員がおっしゃられるように、退店される方も大変多いですが、私たちがこの空き店舗補助金を活用していく中で、出店されていく意向の方もかなりおみえにはなります。非常にいい場所が空いてくるということをよく言われている方もおみえでして、出店のモチベーションも非常に高いものもありまして、実態としては、空き店舗として急激に増加しているものというふうには思っておりません。

○ 小林博次委員

ありがとう。

そういう実態だけ、今、口頭説明をいただいたので、理解はします。目で見分けるように本当はしてほしかった。

それから、その次に行きます。

カーボンニュートラルの問題で、市長が検討会のトップに立つ。一番心配するのは、例えば議会の議長でも、日程を組んでやればやるほど日程が詰んで、時間的にゆとりがないと思っておる。市長にこんな対応ができるゆとりがあるのか。会議に出て話をするだけなら、要するに4回とか5回とか、そんな時間は出る。だけど、会議に出て話をする、その中身を戻ってから自分の部下を集めて、やっぱり相談していかないといけないということになると、膨大な日にちがかかる。そんな暇がよくあるなと思うということが一つと、

それから、もう一つは、例えばこの資料にもありますが、水素の受入れ、企業で使う水素が、オーストラリアで製造された水素を——タンカーは日本にありますよね——その基地をぼうっとしていると名古屋に取られる。だから、それまでに、これは市が輸入する基地をつくるわけじゃない、やるのは民間企業がやるわけで、民間企業と話をして、早急に手を挙げて答えを出さないと、ごちゃごちゃやっておるうちに名古屋に取られてしまったらあかんと思う。前もそうやった。AMICで、コンビナート企業で、水素を当初は捨てておったんやけど、今は足りやんぐらいに使っているけど、AMICを軸に水素のシリコンバレーのような役割を果たす——これはアメリカのシリコンバレーね——そういう役割を果たすようなところを四日市につくれやんのかと。当時、石垣副知事が四日市港管理組合の常勤副管理者でおったけど、例えば教授に払うお金とか、そういうことができるかという問いかけをしたら、対応できますということやった。四日市市がごたごたしておるうちに、これは名古屋へ行ってしまった。だから、せっかく有利にやれる条件や実態がありながら、後手後手の検討をしておると、そのうちに検討結果が出た頃にはよそへ行ってしまふ。こういうことが起こり得るから、市長がトップで大丈夫なんかと言っておるわけね。

企業のサイドからすると、行政を巻き込まん、こんな大きな転換点に転換できやへんやないかという、そういうことがあるよね。四日市のコンビナート群は、どっちかというところ撤退をしていく可能性のほうが大きいように思っているんやけど、それを防いでなおかつというところ、トップがやっぱり陣頭指揮と、これも当たり前のことなんやけど、だけど、その当たり前はこういうスタイルの当たり前と違って、別の人たちがまとめてきたやつをきちっと責任を持って執行する、こういう立場にあったほうが執行しやすいと思っておるんやわ。だから、そういう意味でいくと、忙しいから大丈夫なのかと。それから、そういう立場でええのかと。こういう気持ちで資料を作ってもらった。

別に市長がトップをやっても、それはあかんとは思っていないんやけど、もっと別のやり方もあるのと違うのか。言い換えたら、部下がとろくさいのと違うのか。部下がしっかりしておったら、トップがわざわざ出ていかんでもできるのと違うのかなと、これは勝手に思うだけやでね。あなた方は優秀やと思っておるんやけど、そういうことでこれを作ってもらって、ありがとう。水素の受入れだけはやっぱり検討するとかそんな問題と違って、いつ行動するかだけの話なので、行動するのは企業なので。だから、そういうことさえ理解できれば、これで僕の質問は終わり。

以上。

○ 渡辺商工農水部理事

ありがとうございます。

コンビナートのカーボンニュートラルにつきましては、委員がおっしゃるように、とにかく急いでやっていかないとというような認識になっているところでございます。特にカーボンニュートラルに関しましては、この資料にもありますけれども、国の宣言が出たばかりという中で、なかなか実態が分からない中でも考えながら走っていかないとというような状況にあるというふうに認識しております。企業側さんもいろんな業界ごとで、日進月歩の技術開発とともに、考え方も取組もグローバルで、ヨーロッパの考えが変わっていく中で対応していかないと、そういった状況にありまして、企業さんの危機感というのも非常に日に日に増してきているというのは我々も感じているところです。

そういった中で、委員がおっしゃるように、とにかく早くしていかないと。でも、何をするのかということも考えながらやっていかないと。今現状そういうところがありまして、企業さんに伺っていても、まだ企業としてこういうのをやっていくんだというのがはっきり決まっているところも一部ありますけれども、まだまだ同じように考えながら走っていくと。技術開発も20年、30年かけていろいろやっていくというのが現状になっております。

そういった中で今回、通常ですと委員がおっしゃるように、今やっている先進化検討会なんかは、コンビナート企業さんの部長クラス、課長クラスさんと我々で一緒になって、いろいろ先進化というのを考えようということやらせていただいております。そちらについてはそういった実行部隊でやっている。トップでいろいろ判断して政策を決めていくというようなやり方をさせていただいているところです。

カーボンニュートラルに関しましては、企業さんとも話をさせていただく中で、まだいわゆる実行部隊で考えられるタイミングではないというような声もいただいております。逆に、ある程度のトップがそのときに判断して、方針を決めていく状況にあると。これは企業さんのほうから聞かせていただいております。ですので、今回につきましては、また競争の話ですと個々の企業でやっていくということが当然あるんですけど、コンビナートの場合ですと地域の面で対応していくということも考えていく必要があるだろうと、そういったところも踏まえて、今回、企業さんでは現場のトップの事業所長さん、行政側は市

長のほうで考えながら走っていく。具体的な取組なんかは、当然我々レベルのところでは別途議論もさせてもらいながら、考えながら走っていくというような体制で、急いでやっていきたいということで、今回こういった形を取らせていただいております。

また、水素に関しましても、今、水素というのが非常にトレンドになってきておりまして、例えばトヨタ自動車さんなんかはもう前々から水素自動車ということで、水素社会というのを見越した取組をされていらっしゃると思います。そういった中で、次に来るのが、燃料として、例えば発電所に水素を使うとか、そういったエネルギー源としての水素、あるいは水素を使って何かまた違うものを作っていくとか、いろいろな可能性があって、これもこれから研究開発がさらに進んでいくという状況にあります。

水素の受入れ拠点としまして、四日市港は非常にポテンシャルが高いというのは認識しているところで、そのためには、四日市港の受入れもそうですし、需要がなければ供給はありませんので、需要というのもつくり出していくというのも非常に大事じゃないかということも考えております。ですので、同時並行で水素の需要をつくり出していく、これはトヨタ自動車が前々から言っておりますけれども、水素の需要を高めていって値段を下げていくために、一緒に水素を使う仲間を探しているというのをずっとされております。そういった取組に我々も参画させていただきながら、水素の需要というのをコンビナート企業あるいはこの地域で高めていくというのも同時にしながら、その受入れ基地として、供給面のところもしっかりと考えて、四日市港のエネルギー港湾としての対応というのも一緒にやっていきたいというふうに考えているところでございます。

○ 小林博次委員

一つだけ。

四日市港に輸入する場合、港湾業者なんやわね。コンビナートと違うのよね。使うのはコンビナート、もしくはコンビナート以外の民間企業、それから新たな広がり、こういうことで、段階的にいろいろあるんやけど、取りあえずつくると言ったらその輸入基地をここにつくるという準備はしていかなと。この資料を見たら、検討が来年の1月までかかるわけやね。そんなことをやっておいたら手後れになる。だから、さっきも言ったけど、水素のシリコンバレーみたいな拠点をここにつくってという話で動いたのに、実際には市のほうはずれておったということがあって、もし、そこら辺が成功してくるともって違う広がりが出たというふうに僕は思っているんやけど。

だから、同じような失敗を繰り返さんとやっぺいこうとすると、もう一步努力が要るなと。その努力をあんた方がするということ今聞いたので、それなら納得やと。ただ、納得やけど、輸入促進の基地はもっと別の次元で対応せんと間に合わんねということ。

以上。

○ 平野貴之委員長

関連質問を認めます。

○ 萩須智之委員

ありがとうございます。

水素、アンモニアについては、接岸して陸揚げするのは難しいと思って、私はてっきり伊勢湾シーバースを使うのかなと思っていました。もしくは昭和シェル石油やコスモ石油みたいな沖合のシーバースを使わないと。重油とはもう全然違いますので、両方爆発性でアンモニアは猛毒ですので、漏れたらえらいことということで、火災が起きたらお手上げです、消火できませんということ意識してやっていただくという点で、防災面の対応というのも同時に進めていただきたいということ。

それから、そのシーバースに関してはもう早速研究をしていただかないと、早い者勝ちです。小林委員の言われるように。伊勢湾シーバースがあるのは、ある程度以上大きいタンカーが、伊勢湾のセントレアとの間——ちょうど真ん中にあるんですわ——あそこより奥へ入れると、もう今、そこを見てもらっても船だらけで、方向転換もままならん状態なので、そのためにあるということもあって、伊勢湾シーバース並みに沖合にそういうのを造って、そこからパイプラインということしかイメージがないんですけど、どうやって考えてみえますかね。

○ 渡辺商工農水部理事

非常に専門的な話でございますけれども、伊勢湾シーバース、名古屋港の原油を受け入れているシーバースが受入れ口のところにあります。四日市港の場合ですと、昭和四日市石油さん、あるいはコスモ石油さんが、別途そのシーバースをここに持っている。伊勢湾の途中のところにぽこっと浮いているものでございます。そちらについては、今現状は原油のほうの受入れということのシーバースというような形で活用がされているとこ

るです。

一方で、LNGに関しましては、液化して、中東とかインドネシアとか、そういったところからタンカーで日本へ持ってくるんですけども、現状それは、多くは接岸して、この近辺ですと、例えば四日市の霞にあたり、あと、中部電力の川越火力発電所さん——今はJERAですけど——JERAさんの川越火力発電所のところに、陸からずっと棧橋ができていまして、そこに大型のLNGタンカーが横づけして、そこから液化LNGをタンクに入れていくと、そういうような構造で今現状自体はやっているところです。

アンモニアはもう一部、船で国内でも運んでいるところがあります。アンモニアは、基本的には接岸したところで受入れをしているというものです。もともと液体で扱っているものです。水素につきましては、なかなか船で運ぶというのが、今でもまだ開発中という状況になっています。日進月歩で変わっていくと思いますけれども、イメージとしては、液化して運ぶ、あるいはトルエンという化学物質に溶かし込んで運ぶ、あるいはアンモニアとして運んできて、分けて水素として活用する、大きく三つのやり方が今現在開発されているところです。

水素をそのまま持ってくるようになりますと、多分、圧と気温を下げて液体にして持ってくる。そういうことでは、多分技術的にはLNGと同じような扱いでやっていくことになるのではないかというふうに想像をしております。アンモニアとかトルエンに溶かすものについては、もともと常温ではないにしても、マイナスの温度ではありませんので、現状のアンモニアとかそういった液化の化学物質と同じような形の運搬になるのではないかなというふうな想像をしているところです。

いずれにしても、今、どんどん研究開発がなされているところでございますので、萩須委員がおっしゃるように、そういったところも注視しながら、どの地域にどういうことが必要なかというところは、しっかりと検討の前に勉強させていただきます。

ちょっと余談になりますけど、四日市港管理組合のほうでも、これからカーボンニュートラルポート計画というのをつくっていくというふうには聞いておりますので、そういったところとも連携しながら、地域一体となってしっかりと取り組んでいきたいなというふうに考えているところでございます。

○ 萩須智之委員

ありがとうございます。

アンモニアはトルエンにということで、またもう一回熱をかけて分離するんやと思いませんけど、これはよっぽど安全やからいいなと思うんですが、LNGも、いつも川越の棧橋の辺りをうろうろしながら、もちろん接岸していると近くへ行けませんけれども、追っ払われるので。マイナス178度からマイナス88度より温度が上がると、もうどれだけ圧縮しても液体にならないんですよね。物すごい危ないもんやという意識を持っていただきたいので、その辺りが居住地に近いところというのは考えられないんですよね。それが一番心配される場所なので、ひとつよろしく願いしますと、ここだけ申し上げておきます。

この件に関しては以上です。

○ 平野貴之委員長

ほかありますか。

○ 豊田祥司委員

今のカーボンニュートラルのところでお聞きしたいと思います。

推進事業ということで、商工課さんが中心にということですがけれども、やっぱりこれは環境部が全く入っていないというのが本当にいいんだろうかということと、今までここ数年見ていると、企業に対する規制緩和とか支援とかという話ばかりが目立ってきて、本当に環境に向けてというのがあまり見えてこないなと思うんです。ちょっとその辺について教えていただきたいなと思います。

○ 平野貴之委員長

環境部と連携しないのかということ。

○ 渡辺商工農水部理事

ありがとうございます。

特に今、コンビナート企業さんとの取組を中心に説明させていただきますと、今現在やっているコンビナート先進化検討会におきましても、様々な合理化をしながら先進化をしていこうという取組をしているところです。これは規制を緩めていくというよりも、どんどん技術開発をされておりますので、特に、例えばですけれども、コンビナートは危険な

エリアということで、ドローンを飛ばすことはできないわけではないんですけど、非常に難しいという中で、一方で、ドローンの技術というのも大分と確立してきておりますので、いかに安全にドローンを飛ばして、逆にコンビナートの操業の安全のため、例えばですけれども、煙突一つの確認でも足場を組んで人が上がって、目視をしているというのが現状だったんですけども、より安全なルールをつくれば、ドローンを飛ばしてまずは表面を見ていくということが可能になりました。実際ドローンの技術あるいはカメラの技術も非常に高度になっておりますので、コンビナートの煙突の高いところで虫が止まっても見れるというぐらいカメラの技術が上がってきております。また、赤外線のカメラで見ると液体の温度が分かりますので、液体の流動をカメラで見ることができます。そうすると、その流動形態がいつもと違う流動をしていると、ここがちょっとおかしいんじゃないか、要は配管の内部で何か、例えば腐食があるのではないかとかというのが非常にすぐ分かるようになってきております。これも、やはりそういったドローンとかを飛ばすと見れるんですけど、人とかがカメラを持っていっても届きませんもんで、今の技術をいかに使って、逆に言いますと安全操業につなげていくかというようなところを中心に今取り組ませていただいているところでございます。

カーボンニュートラルに関しましても、今いわゆる温暖化による気候変動という危機がある中で、取り組んでいかなきゃいけないというような課題の中で、コンビナート企業も、国も言っておりますけれども、グリーン成長、要は当然カーボンニュートラルをやっているかなあかん中で、でも、成長しながら取り組んでいくというような姿勢を国のほうも出しております。我々としましてもそういった面に取り組んでいくということで、結果、当然ながらCO₂の排出量を減らしていくというような形で、両輪でやっていきたいというふうに考えております。

環境部の話を我々がさせていただくのはちょっとあれなんですけれども、環境部ににつきましては、来年度、温暖化計画の見直しの予算を今上げさせていただいているところです。環境部のほうは、市内全域をきちっとカーボンニュートラル、あるいは温暖化の対策の計画をつくっていく中で、我々としましても、特にコンビナートのところを中心にまずはCO₂を減らしていく。でも、経済成長と合わせながらやっていくという役割を持っていきたいということで、今、我々としてはさせていただいているところでございます。

ちょっと長くなりましたけど、以上でございます。

○ 豊田祥司委員

今の話を聞いていても、結局は環境に配慮したという話ではなくて、企業に配慮した話になっていて、本当にこのカーボンニュートラルに向けて動いていけるのかなという思いは持ちました。

それはそれとして、コンサルタント業で、さっきの資料を見ると、3月、7月、11月、1月の4回の会議をするということで、この4回の会議の資料作成であったり事項書とかを作るとは思うんですけども、これに対して2000万円というのが、そもそも自分のところでできないかなという思いがあったり、この金額は本当に妥当なのかなという思いがあるんですけども、その辺いかがでしょうか。

○ 秦商工課長

委員からは、この4回のコンサルト業務が適正なものかということでご質問いただいたと思っております。

コンサルタント業務の委託の内容につきましては、以前の予算資料でもお示ししておりますけれども、この必要となるデータ収集や分析及び資料作成についてでございますが、単に四日市コンビナートのものだけではなくて、当然カーボンニュートラルという話自体は、国内だけで完結するものでございませぬ。国外であったり、そのときの国内の他の事業の動向であったり、今現在、いろいろ既に収集している知見であったりそういったものを多角的に、より鳥瞰して分析が必要になってくると。当然かなり専門性の高いものでもございますし、先ほど理事のほうから申し上げましたけれども、様々な科学に関する知識であったり、あるいは工学的な知識も非常に必要となっております。その部分について、今の職員の中でとても対応というのは、やっぱり難しい面がありまして、行政としての役割として、政策としてあるいは方策としてどうしていくかというのは当然行政が考えるべきものでございますし、ただ、そこの中にはどうしても専門的な要素も入ってくる。あるいは海外の情勢も入ってくる。グローバルに物事を見なければならぬ。この辺りを考えていくと、どうしてもできる事業者としては、やっぱり現在ですと中央にあるようなコンサルタント業務になってくるということになっていきます。そういう中で2000万円というのが、他の類似の業務を確認させていただく中でも適正なものだというふうに考えております。

○ 豊田祥司委員

分かりました。

○ 谷口周司委員

ちょっと関連で、簡単に一つだけ教えてください。

四日市市が検討委員会でメンバーも入っていて、これは三重県知事も会長で検討委員会に入っているかと思うんですけど、三重県からも何かしらの予算の計上というのはあるのか、もうこれは四日市市が全て賄っていくのか、県の関わりは名前があって参加してくるだけなのか、ちょっとその辺りを確認させてください。

○ 渡辺商工農水部理事

ありがとうございます。

このカーボンニュートラルの検討会に関しましては、基本的には市の予算で実施したいというふうに考えております。三重県のほうは、今伺っておりますのは、例えば人材育成とか、あるいは三重県の場合ですと別の産業系なんかのカーボンニュートラル、例えば車系とか電気自動車になっていく中でどういう対応をしていくかとか、あるいは洋上風力を——南のほうだと思うんですけども——そういったところをどう取り組んでいくかとか、そういったことでいろいろと施策も考えていきたいというふうには考えております。

ただ、一方、県も巻き込んで、四日市コンビナートというのをしっかりと継続、成長していただきたいということもあって、県とも連携し、もちろん経済産業省、あるいは今回ですと四日市港も絡んできますので、国土交通省中部地方整備局にも参画いただいて、一緒になって議論をさせてもらいたいというようなことでございます。

○ 谷口周司委員

ありがとうございます。よく分かりました。

最初に小林委員からもあったように、それだけの人たちが集まって会議する中に、四日市市としてもその中心になっていく中、市長自らが行くということで、何か時間制限があったりだとか回数に限りがあったりだとか、形だけの会議にならないように、しっかりと膝を突き合わせて、とことん時間を取って会議ができるようにしていただくということはぜひ検討していただきたいと思いますし、正直、市長がその場になくても、実務者会議

とか、そういったところもどンドン膝を突き合わせて進めていってもらうことで、よりいいものにしていただかないと、やったからいいわで、形だけで終わってもらっては困りますので、その辺りは意見として伝えておきたいと思います。

以上です。

○ 平野貴之委員長

ほかに。

○ 中村久雄委員

地球環境を守るために、このカーボンニュートラルというのは進めていかなあかんし、四日市市が生き残るためにも必要なことやというのは重々分かっているんだけど、公害裁判が終わって50年、石油化学コンビナートができてもう65年から70年ぐらいになりますよね。そういう歴史を経てきて、技術も日進月歩でいろいろ検討している中で、まだまだ見えないところがあると思うんですけど、このリスクというか、そこをどういうふうに捉えているか。そのリスク自体もどんなものかは想像できないというのもある。分からんから非常に怖いという思いだけが住民の中にあってもなかなか進まないだろうし、その辺のところは、こういう議案を出して、マスコミもリリースして、それはどうなっているのかというのは、市民の皆様が安心できるように、特に公害でそういうつらい目をされた方は、その悪夢がよみがえってきてもというので、その辺はどういうふう考えられていますか。

また、想定されるリスク、先ほど荻須委員のほうから、燃えたら消せませんよという話もあったんですけど、そういう危険なものを扱うという中で、今こういう状況になっているというのがお示しできたらお願いします。

○ 渡辺商工農水部理事

ありがとうございます。

危険な面というところも非常に重要な視点だというふうに、今伺いまして我々も認識をしているところでございます。やはり安全なくして産業振興はないというふうに思っておりますので、その辺り、個々の水素、アンモニアという物質だけでなく、それらの事業に付随していくところの安全確保というのは、今もそうですし、今後もしっかりしていかな

ければいけないというふうに思っておりますので、その辺りは、例えば高圧ガスですと県、消防ですと四日市市消防本部、そういったところの指導もしっかり受けながら、当然安全、安心でやっていくというのも大前提で進めていきたいというふうに考えております。

○ 中村久雄委員

大前提は分かるんですけど、世の中には想定外というのものもあるし、だから、その辺の、これらもマスクミリリリースしていると思うんですけど、その辺は両輪合わせてしていかなことにはなかなか進まんかなと思う。でも、これは進めなあかんと思うし、ただ、はっきり言えるのは、僕は塩浜やけど、やはり日本の高度経済成長の中で我々は犠牲になったんやという思いはありますからね。これがカーボンニュートラルのことで、四日市市が犠牲になってもつまらんことですから、それはしっかりと念頭に置いて、検討会議を進めていただいて、なおかつ四日市市が発展できるようにお願いしたいと思います。

以上です。

○ 平野貴之委員長

ほか、カーボンニュートラル以外。

○ 萩須智之委員

まず、4ページで、施設外就労のことで過去の実績で令和2年度なしというのは、やっぱりコロナがあったりとか、そういう何か特別な理由があったということか、それだけちょっと確認させてください。

○ 秦商工課長

令和2年度の実績が出ていないのは、コロナというよりは、制度ができて、じっくりと事業所とも相談しながら進めてはあったんですけど、最終的に形になるまでに至らなかったという状況が令和2年度の実態で、何か特別な要因があったわけではございません。

○ 萩須智之委員

周知とかが行き届かなかったというふうに捉えておいたらいいわけですかね。事業所のほうで対応し切れなかったという感じですか。

○ 秦商工課長

この補助制度の成り立ちの中で、一般ですと一方の事業者に補助金を出せば成立するというものではなくて、相手方もあったりというところがございます。こちらは申請者側の意向だけではなかなかちょっとうまくいかないところもございますし、両者が調整を経て、ようやく申請のプロセスにまで入ってくるという状況がございます。周知不足というのは、やはり令和2年度からのこともございますので、行き渡っていない部分はあるかも分かりません。こちらはこれからも十分していきたいと思っています。どちらかといいますと、やはりそちらの調整がなかなか難しかったというふうに考えております。

○ 荻須智之委員

ありがとうございます。

そういう答えということですね。調整に時間がかかるからということで、ありがとうございます。

○ 谷口周司委員

4ページに関連して、ちょっと一つだけ確認させてください。

先ほど調整がということでありましたけど、商工課さんとしては、企業側の受入れのほうに調整を図っていくという役割と、障害者の方の就労支援をしているところのほうの事業者さんへの関わりというのも商工課さんとしてあるのか、ちょっとそこをまず確認させていただきたいんですが。

○ 秦商工課長

商工課長、秦でございます。

事業者に当たってはうちのコーディネーターがおりますので、こういう補助事業の概要というものは、皆さんに一軒一軒回って、こういう取組がございますのでぜひ活用願いますという形でさせていただきました。就労支援事業者でございますが、年に数回様々な機会、我々と福祉部門の人間と会議をしております。その中でいろんな、我々も直接パイプもございますし、そういうところで情報を収集して、向こうのほうからも当然こういう形で事業を実施したいというご意向もございますので、そこをうまくうちのほうで、事業

者側のニーズ、そして就労支援事業所側のニーズをいかにつないでいくかというプロセスがこれにはありますので、そこで少しやはりなかなか難しい面もあるんですけども、そういう形で情報を取って、就労の支援に結びつけているという状況でございます。

○ 谷口周司委員

ありがとうございます。

事業者さん側もあるし、受入れ企業さん側もあるし、そこにやっぱり忘れてはいけないのがそこで働く障害をお持ちの方の思いがないがしろになってしまっていて、事業者と受入れ企業ばかりで目をつけていくと、そこで実際働く障害をお持ちの方にどうしても不利益がいつてしまう可能性があるんで、調整やマッチングをしていく中で、受入れ企業の思いというのも大事かと思うんですけど、やっぱりそこで働く障害をお持ちの方の意向とか、そういうのもしっかりと受け取っていただきたいなというのと、これは福祉部門ともしっかり連携していただいていくことになるかと思うんですけど、相談機能というか、事業者さん側の思いも、もちろん企業側の思いも、そこで働く障害をお持ちの方の思い、これをしっかりと相談できる体制というのは、これは福祉部門とセットになって検討していただきたいと思いますし、やっぱり一番リスクが高い障害を持って働く方という、ここをちょっとしっかり視点も当てておいていただきたいなと思いますので、これは意見としてお伝えをしておきます。

以上です。

○ 荻須智之委員

ありがとうございます。

6ページのデータで、これの人出で、例えば1人が1000円使うと、6万人やと6000万円の売上ということなんですけど、アンケートなんかをもしできたら、平均の客単価とかがつかめて、もうちょっと具体的な中身が見えるんじゃないかなと思ったんです。アンケートってどうせ捨てられるので、くじ付きとか、そんなのにちょっと予算を割いてもらっても面白いんじゃないかなと思ったんで、意見させていただきました。

何かコメントがあればください。

○ 秦商工課長

荻須委員から、どのように効果を検証するかという趣旨だと思っております。

補助事業として実施しております、実施主体がどうしても民間にはなってきますけれども、大変いい示唆に富むご意見をいただきましたので、実際に、より事業も魅力的になっていくという点でも、やはりそういったPDCAではないですけれども、絶えず進化していくのに非常によいご意見と思っておりますので、事業者と一度相談して、何かそういうアンケートのようなものになるのかどうか分かりませんが、そういう確認が取れて、自分たちがよりよくなっていくようになるよう、事業者とは一度話をさせてもらいたいと思います。

○ 荻須智之委員

ありがとうございます。

そのほうがきちっと把握できるかなと思いましたが、ちょっと仕事は増えますけど。ありがとうございます。

○ 谷口周司委員

ちょっと関連させてください。

資料を請求させていただいた中で、過去5年のこれを使われた補助団体さんとかを出していただいたんですけど、やっぱりこれ見る限り、どうしても中心市街地が多くというか、全部中心市街地になってしまっているんですけども、実際この補助対象者とか補助要綱を見ていくと、市内の商店3店以上のグループにももちろん対象ですよとか、それこそ中心市街地以外にも、郊外にも商店街というのがある中で、そこも補助対象にはなっていると思うんですけど、この過去5年間、やっぱりそういったところからなかなかこの補助制度を使った声が上がってきていないというか、こういったイベントが上がってきていないというところがあると思うんですけど、本来そういった郊外の商店街に、そもそもイベントをするだけの元気もなくなってしまっているのかなというの見受けられるんですけど、ただ、本来そういうところに、こういったイベントを打ちながら、地域の人にも知ってもらって、この補助制度を使ってさらに元気になってもらうとか、そういった意味合いもあると思うんですけど、何かそういう、こういうせつかくいい補助金制度もあるので、郊外とか今まで使ってもらっていない商店街にも訴えていく必要があるかと思うんですが、その辺りの見解を教えてくださいたいと思います。

○ 秦商工課長

商工課長、秦でございます。

委員がおっしゃる趣旨のとおりかと思っています。ただ、実際に、やはりそこまでの働きかけが我々にできていないというふうに反省しております。

おっしゃるとおり、これに関してはかなり体力がないと、疲弊しているところについては趣旨的にはなかなかうまくファンクションしていかないかなというふうに思います。今回の予算の中で、まず街路灯の補助金ということで、一旦強化はさせていただいて、まちなぎわいづくりの郊外部分の商店街の方々については、そちらで一旦我々としては手当てをさせていただいているつもりではございます。

ただ、谷口委員がおっしゃられるとおり、今後もやはり、なかなか物販といいますか、物を売る事業というのは非常に苦しい状況が続いておりますので、今後もっと違った枠組みであったりとか、何かそういう郊外の商店街が元気になるような取組というのは、また別の形で考えるほうが現実的な面もあろうかなと、今ご指摘いただいて、今後その辺については、この活性化イベント事業補助金も含めて、来年度についてはこれでさせていただくので、郊外のところへは働きかけなり、我々からもさせていただきたいなというふうには思っております。また、何か別のことについては、検討を進めてまいりたいというふうに考えます。

○ 谷口周司委員

ありがとうございます。

ぜひ検討していただきたいと思えますし、提案させていただけるなら、やっぱり商店の方が企画立案していくというのはなかなか難しいと思うので、だったらそういうのを得意とする学生であるとか、地域に住む若い人たちであるとか、そういった企画立案はできるけれども、実際商店街が参加しなきゃいけないと思うんですけど、何かそういったところとマッチングしながら、商店街の商店さんが企画立案してイベントやろうというのは、これはなかなか、多分ほっておいたら声は上がってこないと思うので、そういうのを得意とする学生であるとか若い人とやるとか、それこそイベント慣れしている人とか、そういった人たちと一緒に組み合わせながら、郊外の商店街というところにもスポットをぜひ当てていただけたらと思えますので、ぜひまたご検討よろしく願いいたします。

以上です。

○ 平野貴之委員長

ちょっと私からも聞きたいんですけども、こういったイベントというのはやっぱり商店街を元気にするというふうに課長おっしゃっていましたが、このイベントのときだけ元気になるんじゃないなくて、ふだんのときから恒常的に元気になるのが趣旨だと思うんですが、これらのイベントをしてきて、ちょっとは日常的な元気というのは出てきたんですか。

○ 秦商工課長

商工課長、秦でございます。

おっしゃられるように、イベントそのものはフローで、一過性といいますか、そのときのものは確かにそういうふうになっています。ただ、そういう中で商店街の方々が脈々と続けてきていただいているものもございまして、令和3年でございますが、四日市諏訪商店街振興組合さんが——こうやって並んでしまいますと少し趣が違いますが——若手の方で新たな取組として始めていただいているものもあります。これは逆に、ずっと続けてきていただいた蓄積があって、上の代から次の代へ引き継がれていく中で、新しい風がまた入ってきているというふうに考えています。催し事で一旦人が集まったことで、確かにそれが継続してということというのはなかなか目に見えては感じていませんけれども、こういうイベントが続いていることで、やはり地域でそういう催し事のノウハウが引き継がれているとか、人間的なコミュニケーションが残るとか、ネットワークが続くとか、その辺りのストックというのはしっかりと地域に根づいているんだなというふうに考えております。

○ 平野貴之委員長

ありがとうございます。

荻須委員のまだ質問ありますよね。

○ 荻須智之委員

一般質問で松本市なんですけど、見渡す限り一つも、某流通大手とかのショッピングモールはないんです。市内の商店街はめちゃくちゃ活性化されていますということだけ言って

おきます。

○ 平野貴之委員長

では、一旦休憩で、午前11時15分から再開いたします。

11:03 休憩

11:15 再開

○ 平野貴之委員長

では、再開いたします。

○ 萩須智之委員

ありがとうございます。

10ページの企業立地奨励金・民間研究所立地奨励金のページなんですが、ご説明していただいているときにコンピューターの調子が悪くて聞き逃したかも分らないので確認なんです。それで、10ページの中では、平成29年度と平成30年度がかなり件数と額ともに多い。次のページの11ページでは、平成30年度と令和元年度が結構多いんですが、こういうのは何か理由があったのかなと思って、それだけちょっと教えていただけますか。

○ 秦商工課長

平成29年度、平成30年度の企業立地奨励金の増額につきましては、いわゆる内陸部の大手半導体企業の大規模投資が行われたということで、件数的にはちょっと増えているという状況になっております。

○ 萩須智之委員

ということは、大手さんがやると周りの下請とかいろんな会社もそれに付随して投資をされるというような感じで、大手1社で10件とかようけあるというわけではないわけですか。どうなんでしょうか。

○ 樋口商工課工業振興係長

平成29年度、平成30年度につきましては、先ほど課長がご説明差し上げたとおり、内陸部の大手半導体企業の投資というのが非常に大きかったというところで、件数というよりも額の部分につきましては1社で大きく来ておると。件数が多いというのは、半導体企業に関連するというよりも、その年に多かったというようなところでございます。

○ 萩須智之委員

ありがとうございます。

八郷・大矢知地区を見ていても、社員の駐車場だけじゃなくて、出入り業者さん、ありとあらゆる業者が駐車場を探したりとか倉庫を探したりとか、あとは従業員のアパートとかというので、波及効果がすごいんですね。それを思ったので、ありがたいなということだけ言わせていただいて、続きまして、12ページなんですけど、これは本当に大変だったと思いますけど、資料を作っていただいてありがとうございます。当分、コロナが収まるまでは、インターンシップというのは難しいということですが、引き続きこういう予算は立て続けるということによろしいですね。その確認だけなんです。コメントがあったらお願いします。

○ 秦商工課長

やはり今、事業の多角化といいますか、やっぱり海外に拠点を設けてリスクを分散するというトレンドがございますので、いろんな今もリスクを抱えていますけれども、コロナ禍であって可能な限り、これがまたポストコロナ、ウイズコロナ時代にやがて国間でこれができるようになればですけど、こういう部分もまた事業者として動き出してくることかとは思いますので、対応できるように予算化はしていきたいと考えております。

○ 萩須智之委員

ありがとうございます。

どうも今、中国国内での事業が、今後継続がどうかという声も多くて、ほかのアジア地域にシフトしている会社も多いということですので、当然インターンシップが必要になってくると思いますので、ぜひしっかりやっていただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○ 平野貴之委員長

ほかに、追加資料で質問ある方。

○ 谷口周司委員

7ページの444記念事業について、資料をありがとうございました。

資料を見させていただいて、あと当初予算資料の一番最初に頂いたやつも見せていただいた中でちょっといろいろ確認もさせていただきたいんですけど、まず、これは実施は4月4日の月曜日ということになるかと思うんですけど、カウントダウンというのはどこでいつどんな感じかというのは想定があるのか、ちょっとそこを確認させてください。

○ 秦商工課長

商工課長、秦でございます。

まだ企画立案段階ではございますが、4が並ぶタイミングがございます。4時4分であったりとかその辺りで、4が全て並んだ時点で、16時のほうですね。夕方4時に、そういう4が全て並ぶタイミングで、市長に、1、2、3、四日市じゃないですけど、そういう形でカウントダウンをしていただこうというふうにちょっと今検討しております。

○ 谷口周司委員

それを、式典をやっていこうということで、そこにミニコンサートとかファンファーレとかを付け加えていこうということかと思えます。これというのは人を入れるんですか。

○ 秦商工課長

会場は基本ちょっと屋外を考えております。あるいは雨天時、あるいはその状況によってはアーケードの下等を考えておりますので、当然密は注意しなくてはなりませんけれども、お客さんとしては来場をしてもらう、また、あんまりたくさん集まってもやっぱりちょっとこれは対策が必要となってきますので、ライブ配信という形である程度リモートで対応もしていこうというふうに考えております。

○ 谷口周司委員

ありがとうございます。

人を集めるにも、平日の夕方の、しかも春休み中と、なかなか厳しいところで、今コロナで人を集めると駄目だからということで、配信という、言うたら逃げって言ったらかかしいですけど、そもそも集まらない式典に対して集めないんですよという口実ができて、さらに配信をするんですよということでコロナ対策を図っていると取れるんですけど、じゃあ、どれぐらいの方に見てもらおう想定をされているのかということまでって考えていますか。

○ 秦商工課長

商工課長、秦です。

具体的な今数字を持ってはおりませんが、あそこの諏訪公園が、よく大四日市まつりのときにライブ会場なんかで、諏訪公園さんですとまったりしている方もお見えになるんですけども、人が密集しているというよりは、本当に人が集まっているようなという感じの会場のイメージの中でやれるといいかなというふうには思っております。

イベントの中では、実際に演奏いただける方については今ちょっと交渉しておりますけれども、比較的小児たちといますか、若い小児たちのアンサンブルなんかもちょっと考えておまして、そういう方々の周辺の方であったりとか、そういう方々にも声かけさせていただきながら、集客についてはしっかり444を記念できるように、程よく集めていきたいなというふうにはちょっと思っております。

○ 平野貴之委員長

オンライン配信したときの視聴数については、別に想定はしていないということですね。

○ 秦商工課長

大変申し訳ないですが具体的に数字として想定がなかったもので、皆さんがどれぐらいの数でいいかちょっと分からないんですけども、具体的な数字としては持ってはいないです。

○ 谷口周司委員

ありがとうございます。

というのも、これ、444として四日市はこういう記念すべき日に何かをやるということに対しては、僕は賛成なんですよ。

ただ、やり方というのが、ここにも書いてあるんですけど、平成4年当時、過去から現在、そして未来へつなげていこうという現在ですよね。平成4年から30年たって、多分30年前も同じことをしておったんと違うかなと思うんですよ。そうすると、30年たって、結局200万円という結構なお金を使ってイベントをするのが、30年前と同じことでは張り合いがないというか、せっかくだったら今あることでもっと知恵を絞って200万円あったらできるのと違うのかなという思いがあって、結局、配信しても、多分見る人って少ないんと違うかなとか、じゃ、444ということを市民の人がどれだけ意識して、平成4年から30年、こんなに変わったんだなと、さらに次に未来を見たときに、バスタもできて、新たな四日市に向けて進んでいくんだなという期待感とかわくわく感を、じゃあ、444事業でどこまで見せられるのかというと、結局展示しても、模型を展示して、どうやって見せるのかなという結構興味があるんですけど、結局あまり見に来なくて、配信しました、配信も見られていません、コロナでももちろん人も集めれなかったので仕方ないんですで終わっていく444では、ちょっともったいないんと違うのかなと思うので、もう今さら何か変えろというのは難しいかと思うんですけど、できたら444というところに、やるんだったらもっと真剣に知恵を絞って、200万円でプロポーザルをしてどんどん提案型でやるというのも一つだろうし、市長がカウントダウンを午後4時4分にして、ファンファーレを鳴らして、地域の子供たちか何かでコンサートをして、人を集めれないから配信して終わりました、未来に向けたバスタはこんなので展示していますというのでは、多分もう多くの方が発想できてしまうし、何かもうちょっと、せっかくだったら知恵を絞ってやってもらえたほうが、過去から今、今から未来にという一つのきっかけになるのではないかなと思いますので、ぜひちょっとまだ少し時間もあろうかと思しますので、検討していただきたいというのが私の思いです。

もしコメントがあればお願いします。

○ 秦商工課長

漫然と過去をなぞってはいはということでご意見をちょっといただいて、確かに、今回444記念事業ですけれども、本体自体はエキサイト四日市・バザールということで、平成4年4月4日にオープンバザールとして大々的に開催されたものがあったと。その記念す

べき日を忘れないでおこうということで、今も脈々とエキサイト四日市・バザールということで地域の方で続けていただいているという状況があります。

こちらでは、実は今回、それからもう本当に、谷口委員がおっしゃられるように、30年たちますので、新しい取組ということで、今回eスポーツというものをテーマに大々的にやっていただきます。変化がちょっと欲しいということで。今私たちはよんデジ券もやっていますけれども、キャッシュレス、デジタル化というのを進めていく中で、一つのテーマとしてデジタルがあり、eスポーツをエキサイト四日市・バザールの中でちょっと今回やらせていただくということも検討の中には入っております。今回、444記念事業の中では、そういう団体とも——最初の資料にもお書きしましたがけれども——連携しながら、ひとつここはメモリアルのものとして位置づけて開催しようという構成になっております。

やっぱり四日市という名前というのが、市が開催されたというところというのはすごく大事ですし、商業者の方もその辺りはすごく感じるものを持っておられますので、そういう意味では、今回444の日にこういう記念的なことができるということ自体がすごく本当にありがたいと思っておりますし、今、委員がおっしゃるような何か、まだ時間がございますのでより、決して言い訳がましく僕らが逃げるようなことに見えないように、しっかりと仕事の中で見せていきたいとは思っています。

○ 谷口周司委員

ありがとうございます。

ぜひ、さらっと終わって何もなかったとはならんように、しっかりと444として、市民の方が意識をつけれるように、ぜひちょっと知恵を絞っていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○ 平野貴之委員長

ほかに追加資料部分で。

○ 中村久雄委員

関連で、平成4年からというんやけど、昭和生まれの私たちは、昭和4年もせめてパネル展示ぐらいで、30年でどう変わったかなというのがちょっとなかなかイメージ湧かんの

やけど、今はもう10年でどんどん変わっておるんやけど、昭和も忘れんなよと言いたいんやけど、ここは昭和は全然関係ないのは何か理由があったんですか。

○ 秦商工課長

商工課長、秦でございます。

今回のこの催しといいますか、エキサイト四日市・バザールも平成4年のときの催しが本当にルーツになっているというところで、平成4年4月4日をイメージしているのが444の記念事業ということになっておりますので、今回の成り立ちの元がそこにあるということで、ご理解をいただきたいなというふうに思います。

○ 中村久雄委員

若者向けでeスポーツを検討しているということですが、その辺は全然理解できやんで——理解というか全然認識がないんやけど——諏訪公園の辺りも高齢者の方も結構いらっしやいますし、ぜひ昭和のノスタルジーもちょっとそこに入れて、入れるとしてもパネル展示ぐらいですわね。そこへこういうふうに変わってきたという中で、来場者がパネルを見ながら流れて行って、ああ、そうか、大分変わったなど。諏訪公園なんて大きく変わっていますからね。昭和4年を思い描くのもいいんじゃないかなということをおもいます。コメントがありましたら。

○ 秦商工課長

今後、企画検討は、まだ先ほど申し上げたように時間がございますので、建物自体が本当にかつての四日市市の登録有形文化財といいますか、国の文化財になっておりますけれども、そういう建物自体の成り立ちとしてはすごく産業には関連があつて、熊澤一衛さんが図書館として寄贈されているという経緯もございます。そういったいろんなまちの成り立ちであったりとか、今委員がおっしゃるようなルーツを皆さんが改めてそこで、昭和の方も感じられるようなものが少しでも盛り込めるほうにちょっと考えてはいきたいと思えます。

○ 小林博次委員

関連させてもらいます。

令和4年4月4日、天皇が新しくなって、それと四日市の発祥の歴史と併せて何かイベントができないかという提案を実は僕がさせてもらった。これがルーツで、これが昭和4年にもし同じ提案できる条件を持っておいたら多分していたと思う。残念ながら生まれていないので。

あと、このイベントの中身やけど、やっぱり四日市の発祥の歴史が、4日に市が始まった。4日の市というのが、鶴の森公園の北か、今の中央通りの辺りになる、もうちょっと南になると思うけど、そこで近江商人とかが仕入れに来て、物販活動をして、近江商人というと松坂屋とか非常に大きくなった企業がいっぱいあるね。レナウンもそうかな。だから、たくさん豪商になって、今につながっているわけね。そういう歴史があって、そういう歴史と天皇を絡めて、新しくなったらやっぱりお祝いするというのも、人気がなかったらやらんけど、国民的人気もあるので、そういう取上げをしてほしいなというような商店街からの要望があって提案したんです。

ですから、その当時は、ちょうど平成4年4月4日は、53万人の動員があって非常に活況を呈した。今、コロナがあって、商店街の人たちは何かイベントしてくれと、この前やったら53万人も来たんやから、それだけ集まらんでもええけど、コロナに負けて何もかもやめたというのではそのうちに死んでしまうと、これじゃまずいから何とかしてくださいということがあって、我々はまちなか元気づくり議員連盟の役員もさせてもらっているんやけど、そういう場所でも、あんたたちも四日市商工会議所も商工課も来ておったけど、そういう場所でも問題提起があって、今回予算化をしていただいた。

この中身を見ていくと、何かちょっと物足らんなということをおったけど、今聞いたら、eスポーツなんかも新しく取り上げて、顔出しをしていく、入り口をつくっていくということですから、そこからまた四日市のまちづくりに発展ができる、そういう可能性も出てきたなど。そこら辺は谷口委員の言うておることと一致していくことがあるのかなというふうに思うんやけど、やっぱり原点の市、これはできるだけ忘れてほしくないなと。どんな格好でもいいけれども、やっぱりみんなが寄ってきて、できれば帰りに安い野菜でも買って帰るぐらいのことがあってもいいのかなというふうに思わんでもない。

しかし、今年の問題提起はコロナに負けやんとやっぱり商店も元気づけていってくれよと、これが趣旨ですから、できるだけ密にならんように、コロナに負けやんようにイベントを企画してもらいたいなと、これが願いです。

○ 秦商工課長

ありがとうございます。

少し誤解があるといけませんので。先ほどのeスポーツ等、少し新たな取組自体は、本体というところとおかしいんですが、エキサイト四日市・バザールのほうで今回600万円増額しておりますので、いわゆるオープンバザールの流れをくんで、先ほど委員がおっしゃりましたけれども、その源流から来ている事業というのはエキサイト四日市・バザールでありますので、こちらでしっかりその辺りを示させていただいて、まさに4日というのは、こちらの444記念事業のほうで、もっとルーツであったり原点であったり、今、中村委員もおっしゃられましたけれども、四日市の歴史といいますか、これまでの流れてきたそういうものというものを大事にして、地域の方に分かってもらう内容にしながら、しっかりとまた集客も図っていけるようなものになるように、ちょっと知恵を絞っていきたいと思います。

それで、商店街の方も今実は、委員がおっしゃったように、我々のほうにコンタクトを取ってきていまして、当日の盛り上げについてはぜひ自分たちもご協力はしたいというお申出もいただいておりますので、商店街の方々とも一緒に考えて、地域を元気づける、あるいは盛り上げていくことの一つの契機にはしていきたいというふうに思っております。

○ 萩須智之委員

eスポーツの発案というのは請負側からか市役所側からか、市役所からとするとどなたが、若い人なんかというのをちょっと教えていただけませんか。

○ 秦商工課長

これは補助事業でございますので、基本的に事業者でやれることのいろんなプランを、いわゆるエキサイト四日市・バザール実行委員会のほうがございますので、そちらで、皆さんでご検討されて、やれることで今トレンドとしてあるものを少し考えていただいたときに、eスポーツができるかも分からないということで、今ちょっと検討していただいているという状況ではございます。

○ 萩須智之委員

ありがとうございます。

なかなかこういう新しいものって発案していくのが難しいと思いますので、いい例になるのかなと思って聞かせていただきました。ありがとうございます。

○ 谷口周司委員

今そうやってエキサイトバザールでeスポーツメインでじゃないですけど、かなり力入れていただけるような話もありましたので、ぜひ予算をつけていただけると、四日市eスポーツ協会としても積極的に協力していこうってなっていますので、ぜひ予算をつけてあげてください。私たちもいろいろ議論しながらeスポーツ協会でもやっていますが、やっぱり予算がなくてできなくなったりすることもあるので、そこまでエキサイトバザールにeスポーツというところを、おもてなしをしていただきながら、そこで新たなものを見いだしていくんだという思いを持っていただいているなら、ぜひ予算というところをつけていただきながら、それこそメインブースの近くにどんと場所を貸していただけるとか、それこそ時間を取って、何か紹介をする時間があるのかとか、そういったところもぜひ検討していただきたいと思いますので、eスポーツ協会としては、しっかりと協力していきたいという思いを皆さん持っていましたので、ぜひよろしく願いいたします。意見をお願いします。

○ 平野貴之委員長

ほかに質問がある方はいますか。

(なし)

○ 平野貴之委員長

なければ、追加資料以外のところからも質問、意見を受け付けます。

○ 豊田祥司委員

じばさんのことで聞きたいと思います。予算資料の19ページかな。

四日市市地場産業振興センターについて、今までと何が違うんだらうというので、1階は結局は売店で、これは四日市に特化したものになるのか、今までのように三重県のを置いていくのかとか。

それと、あと、二つ目の内容のところ、本来、拠点施設としての活用策の具体的なイメージを策定するという、やる前に終わっていないとあかんものがここに入ってきているというの、ちょっと今さらで遅いんと違うのかなとかという思いもあるので、ちょっとその辺の話を聞かせていただけたらと思います。

○ 秦商工課長

商工課長、秦でございます。

まず内容等につきまして、ちょっと経緯も含めて少しご説明を全体的にさせていただきますけれども、まず、地場産業振興センターを運営する財団さんが、コロナもありまして、非常に大きなダメージを受けて、存続が非常に厳しいという状況になりまして、この施設をどうするかという中で、各関連する市町とも協議の上で、四日市市に無償で譲渡を受けるということになりまして、この3月で解散をいたします。

活用につきましては、これまでのご利用者もございますし、他の市町村の方のご意向もございますので、一旦は、これまでのじばさんを継続する形でうちのほうで受けさせていただくという内容になってございます。なので、豊田委員がおっしゃられるように、何も変わっていないように見えるというのは、一旦はまず、これまでの方に、突然のことでございますので、こういう形で継続をさせていただくと。

先ほどの順番についてなんです、上の目的のところにも書いてありますけれども、現在進行している近鉄四日市駅前周辺の中央通りの再編が進んでいきます。また、新図書館についても今後検討が進んでいくという中で、こういうタイミングと合わせながら、じばさん三重という施設が、新たな産業拠点としてどのような形がふさわしいのかというのは、そういう動き、動向と今のいろんな経済の状況を見ながら、検討をするための予算を今年度予算化させていただいているという構成になってございます。

なので、一旦はこのままこれまでのじばさんの運営というものをさせていただきながら、新たな産業拠点としての活用に向けては、できる限り早い段階で、ただし、中心市街地の活性化がより効果的になるように、あるいは産業振興がよりどういう形なのかということを考えながら、タイミングについては図ってはいきたいと思っております。

以上でございます。

○ 豊田祥司委員

突然にというところで、こういう流れになってしまったのかなというところで理解しました。

これって無償譲渡なんですけれども、いつでも潰したりということが出来るんですか。

○ 秦商工課長

物理的な話であればそれは可能かとは思いますが、当然考え方とかいろんなそういうものが入ってきたときに、一方的に市の意思だけでそれを簡単にどけられるかと言われると、少しやはりいろんな要素は入ってくるかなと思います。

○ 豊田祥司委員

契約の中には入っていないけれども、配慮は必要だろうという感じなのかな。契約の中に何年は使いなさいよとかってあるのかな、よく分からないんですけど。

○ 秦商工課長

豊田委員がおっしゃっているような内容で市が縛られているものというのではないと思っています。

○ 豊田祥司委員

分かりました。

存続は難しい中で、四日市市に無償譲渡という話なので、しっかりと精査しながらやっていただきたいなと思います。

○ 平野貴之委員長

ほかに質問ある方。

○ 谷口周司委員

じばさんのところでお聞きしたいんですけど、運営の中に地場産品PR事業というのがあって、名品館事業というのも記載があるんですけど、この辺は四日市市の商工課さんでやっているということですか。

○ 秦商工課長

商工課の秦でございます。

少し案内が漏れているんですけども、まず、名品館で扱う商品につきましては当面、先ほども申し上げたように、他市町のご意向もでございますので、当面の間は取扱いはさせていただきます。ただし、市内の事業者については少しインセンティブを与えるという考えで今実施しております。

名品館事業でございますが、施設そのものは市のものになりますので、事業自体は市の事業にはなりますが、中身につきましては、やはり私たちが、餅は餅屋ではないですけども、これまでのじばさんのいろんな運営の中でノウハウを持っているところへ委託して、名品館の商品の販売であったりとか、じばさんのPRの方法については、そこへ委託をしていくという流れになってまいります。

○ 谷口周司委員

このセンターの運営の8600万円という中には、そういった委託費というのも入っているという理解でよかったですか。

○ 秦商工課長

委員のおっしゃるとおりでございます。

○ 谷口周司委員

ありがとうございます。

じゃ、それがいつまで続くのか、すぐには変えられないけど、少し時間をかけて、何年間か分からないですけど、今までどおりにして、その後、市独自のものに変えられるところは変えていくという理解でよいですか。

○ 秦商工課長

おっしゃるとおりで、また完全に新たな産業拠点として生まれ変わるというイメージでございます。

○ 谷口周司委員

ありがとうございます。

名品館って結構簡単に理解しがちですけど、実はこれ、名品館に置いていないとふるさと納税の返礼品にならないとか、結構名品館って大事な場所というか、ここに置くことによって一つ商品価値が上がったりとか、四日市の地場産品として認められるとか、ここにぜひ置きたいというベンチャー企業さんであるとか四日市市の小さな商店さんもありますので、ここに置くことが一つふるさと納税の返礼品になるというハードルにもなっているかと思しますので、ぜひそういった四日市市としての名品館の在り方というのはこれからもしっかりと検討していただきたいと思しますので、意見としておきます。ありがとうございます。

○ 小林博次委員

ちょっと要望をさせてもらいたいんですけど、県、市でじばさんが運営され、これが市のものになっても同じことをやっておると。解体する金を四日市市で持てよと言われたみたいなもので、全然意味がない。だから、やっぱりこの中で取り組むものについては、今検討しておるといふことやけど、目先をやっぱりきちっと変えて、答えが出るような、そういう対応をしていく必要があると思っておるのやわ。これでいいんやね。

○ 秦商工課長

ありがとうございます。

おっしゃるとおりでございます。新たな産業拠点につきまして、今、谷口委員もおっしゃられましたけど、名品館の在り方についてもしっかり場所も含めて検討し、本当にじばさんに必要なかどうかも含めて検討をしていきたいと思っております。

また、当面は確かに一旦継続の中でやっていきますけれども、どのようなふうの中身を、新たな産業の拠点としてやっていくかについては、新たな調査検討費の中でやりたい。今年度も補正をつけておりまして、今の名品館については、地場産品の魅力をより伝えられるような内容になるように、今、ディスプレイの変更ではありますけれども、中身を変えてより発信力のある名品館になるように、委託費をかけております。年度明けて、新たに名品館が市のものとなってリニューアルする場合には、少し展示等も変えて発信力を高めていく、今そんな取組を進めております。

○ 平野貴之委員長

ほかに質問ある方。

○ 荻須智之委員

もしスターアイランド跡地の話が進まなかったときに、ここの4、5、6階を分館なりという形で図書館にするというような考えは市側には全然ありませんか。閲覧専用の図書館というふうにするのもあるんですけど、いかがでしょう。

○ 渡辺商工農水部理事

図書館に関しましては、ちょっと我々のほうでどうしていくかというのは所管しておりませんので、その動向については分からないというところでございます。

一方で、繰り返しになりますけれども、じばさんの建物に関しまして、1階にありますけど、やはりそこでいいのかどうかというところは考えていきたいと思えますし、建物全体、いい立地でもありますので、あの場所でもその四日市の産業の拠点になるようにしっかりと考えていきたいというふうに考えております。

○ 荻須智之委員

確かに駅に近いところで会議室というのはありがたいです。ですから、それで残すのもいいんですけど、ちょっと芸がないような気もしまして、諏訪町には民間の会議室もできてきているということだと、競合するんですよ、値段的にも。

ですので、宮崎県宮崎市の駅前には、ちょうど特産品販売場、展示場と、その隣から2階にかけてが閲覧専用の図書館になっているんですよ。似たような立地なんですわ。前々から意見も出しているんですけど、本当の図書館というのは、1家族で4人いると図書館カード4枚あるので、1人で来て40冊本を借りていく人がおるんですよ。だから車でしか行けないんですよ。ですから、閲覧専用と分けて考えるというんやったら、これもありかなと思って。

結局、話を戻すと、スターアイランド跡地というのは、企業さん側の都合に振り回されていつかという計画が立たない。これは市が本来やることじゃないかなと思っているんですけど、それは部署が違うから全然お話ができないかも分かりませんが、考えていただいてもいいように思いますので、意見させていただきます。

○ 平野貴之委員長

ほかに質問のある方。

○ 森 智子委員

四日市市の企業の人材確保という点でご質問させていただきたいんですけども、以前、奨学金の返還支援制度の話が一般質問でもあったかと思うんですけども、教育委員会として四日市市の奨学金事業が始まっているので、返還支援という部分はある程度は担保されているとは思うんですけども、国の事業の中で、企業に対しての返還支援制度というところをやっぴりもっとアピールをしていってもいいんじゃないかって思うんですけども、商工課としてのアピールというところの考え方というのを教えていただければと思います。

○ 秦商工課長

商工課長、秦でございます。

奨学金の返還に当たって、国の返還金制度の周知ということによかったですか。大変申し訳ないんですが、現時点で詳しくそのことについて検討を進めているものではございませんので、一度その内容をしっかり確認を取って、内部でどのようなことができるのかについては一度研究したいと思います。

○ 森 智子委員

企業も優秀な人材を確保するということなんですけども、人材確保した中で、企業にとってもメリットがあって、法人税が軽減されるとか、また、企業が直接奨学金の返済を担っていただくというところで、企業があまりこういう奨学金の返還支援制度があるということを知らないというのも最大のネックの一つであるのかなと思うので、そういうところもまた研究をしていただいて、また周知していただければなというふうに思います。

あと、定期市の活性化の促進支援事業についてなんですけども、これも定期市がそれぞれ幾つかある中で、それぞれの定期市の方たちがイベントをやろうということで、企画をしながらやっていく事業に対して補助をしていただくということだと思うんですけども、さっきの商店街の話ではないですけども、やっぱり定期市も様々な大きさがあり、

大きな規模のところもあれば小さなところもあればというところで、大きいところは自分たちで相談をしながら企画して事業をやっている、それでどんどん盛り上がっているという利点はすごくあると思うんですが、すごく少数だけでやっている、やっと持ちこたえているという市もあるのかなと思うと、そこら辺を市としての補助をするという中で、企画をするまでもなくても、支援をしていくという動きというのがあるのかなのかというのを教えていただけますか。

○ 秦商工課長

商工課長、秦でございます。

定期市につきましては、地域の大切な買物の拠点の一つだというふうに認識しております。なので、ここを維持、活性化していくというのは、やっぱり商業としては一つ重要な要素かなと考えております。

おっしゃられるとおり、先ほどの商店街のイベントも同じですけれども、なかなか体力がないところは難しいと。ちょっと先ほどの話と少し、定期市につきましては、担当者が比較的コミュニケーションを各市場の方と取っておるところもありまして、ノウハウであったり、もともと市場の持っているポテンシャルで、例えばお米をすくってもらうとかそういうイベントだったり、チラシなんかも、簡単なものって言ったら怒られますけれども、軽易にできるようなものがあったりとか、そういうよそでやっているノウハウをいろいろ普及しながら——確かにできるできないが出てくるんですけども——市のほうで、定期市の活性化としては、補助金と、一覧化してポスターあるいはチラシという形で皆様に普及をさせていただいて、足を運んでいただいて、維持、再生を図っていくというところもございまして、なかなか歯止めもかかっていないということで、内部でも再度、特に本当に弱っているところに対してどのように支援していくかということについては、また改めて、商店街と同じですけれども、少し違った立てつけも必要になってくるのかなというふうには認識しています。

○ 森 智子委員

ありがとうございます。

やっぱり人がどんどん減っているという、そういう現状もある中で、何とか残っていきたいという気持ちとか、いろんな市場をやってみえる方たちの思いもあるかと思っておりますの

で、またそこら辺を聞いていただきながら進めていただければと思います。ありがとうございます。

○ 平野貴之委員長

まだ質問ある方、ほかに。

○ 中村久雄委員

プレミアム付デジタル商品券について、まん延防止等重点措置が延びるか延びやんかという段階で、出店者募集は終わったんですよね。どんな具合ですか。見通しというか、どういうふうを考えているか聞きたいんですけど。

○ 平野貴之委員長

ちょっと待ってくださいね。

プレミアム付デジタル商品券について入るなら質問があるよという方いますか。

いっぱいありますね。じゃ、昼休憩にしましょうか。昼が明けてから、午後1時から予算案としてのデジタル商品券をやってきます。いいですか。

取りあえず休憩します。午後1時再開で。

12:00 休憩

12:59 再開

○ 平野貴之委員長

今からプレミアム付デジタル商品券の予算の審査が集中して行われるので、この後これについての報告もあって、報告については現状についての内容も触れているんですけど、予算の審査を行う前にその報告をもらってから、予算の審査をしたほうがより分かりやすいかと思いますので、今からプレミアム付デジタル商品券の報告のほうをまずしていただきますので。

審査を再開する前に、まず、四日市市プレミアム付デジタル商品券についての報告を理事者から受けたいと思いますので、こちらの説明をお願いしてよろしいでしょうか。

○ 秦商工課長

商工課、秦でございます。

タブレット004番23ページ、プレミアム付デジタル商品券（よんデジ券）についてご説明申し上げます。よろしいでしょうか。

四日市市プレミアム付デジタル商品券についての現状につきまして、進捗状況をご報告させていただきたいと思っております。

まず、商品券の概要として決まりました部分につきまして、発行の内容についてご説明申し上げます。

名称につきましては、四日市市プレミアム付デジタル商品券、通称よんデジ券と命じております。

販売方法につきましては、市民の皆様へ、まずご希望の方に先行販売という形でご販売をさせていただくと。また、売れ残りがございましたら、順次また一般販売という流れになっております。

まず、購入者の市民限定の定義につきましては、市内に住所地を有する方とおはがきが届く方ということにさせていただいております。

販売単位は1000円、額面につきまして1400円ついてまいります。

まず、市民先行販売につきましては、令和4年4月4日の月曜日から4月22日金曜日までを申込みの期限としまして、この期間にお申込みを一旦していただきます。その中でもし販売上限を超えるようなことがございましたら、販売上限額を調整させていただきまして、皆様にご購入いただけるように配慮させていただきたいと考えております。

チャージの期間、これは実際に購入をいただく期間でございますが、5月9日から6月10日の間にチャージをしていただくということになります。

利用の開始は、チャージしていただいた5月9日から利用開始できることになっております。

応募多数時については、先ほども申し上げました申込者全員に配分をさせていただくという流れになっております。

こちらのチャージで、実際に申込みをしたけれども、あるいは申込みの数が上限まで行っていない場合につきましては、一般販売という流れになってきまして、これは2段階でちょっと考えております。

スケジュールについては以上のとおりでございます。

発行総額については70億円、上乗せ額が20億円になっております。

プレミアム率40%、1人あたりは、市民先行販売全てにおきまして1人あたり5万円と、例えば市民先行販売時に3万円買った方も以降2万円までは買えますが、1人当たりの上限は5万円とさせていただきます。

利用の期限は、令和4年10月31日までとさせていただきます。こちらにつきましては、もし万が一コロナ等で緊急事態宣言等が出ても、一応利用期限につきましては10月31日で締切りにさせていただこうというふうには考えてはおります。

商品券の申込み方法につきましては、ホームページ等で商品券の専用のウェブサイトからお申し込みいただくということになっております。

商品券を利用できる店舗につきましては、市内の小売店、飲食店、サービス業として参加店舗として登録していただきました店舗でございます。周知につきましては、のぼりやステッカー、またチラシやホームページなどでも店舗名を紹介させていただきます。

商品券事業の対象とならない事例でございますが、換金性の高いもの、投機性の高いもの、あるいは地方公共団体への支払いであったり、次のページでございますが、日頃の手数料、賃料、消費のあまり拡大につながらないものであったり、風俗営業法に該当するようなものにつきましてはちょっと事業にそぐわないということで判断されるようなものにつきましては、対象外とさせていただきます。

商品券の店舗比率という書き方をしておりますが、中小企業者の方にもあまねく事業でぜひ恩恵が行くように、中小店舗と共通券ということで700円ずつ、一口ご購入いただきますと、自動的に割り振られてくるという形になっています。

一度購入いただいた商品券につきましては、払戻しはできません。また、釣銭も出ないということになっております。

また、中小店舗の定義でございますが、売場面積が1000㎡以下ということになっております。

2番の現在までの経過ということで、令和3年12月に補正予算をお認めいただきまして、12月24日にプレミアム付デジタル商品券の実行委員会を立ち上げまして、商品券の仕様や内容につきまして決定いたしました。

1月18日に、商品券事業の参加意向事業者の状況報告、今後のスケジュールについて、第2回実行委員会を開催し協議を実施したところでございます。

2月5日には、プロポーザルを実施いたしまして、事業の第1優先交渉、みずほ銀行デジタルイノベーション部と現在事業を実施しております。

2月21日には、事務局、商品券専用のホームページの開設、コールセンターを開局いたしております。また、参加店舗も同時に募集を開始しております。

3番でございます。参加店舗の募集開始に伴うサポート体制ということで、なかなかちょっとまだデジタルになじみがないとか、なかなか事業の内容が分からないという方については、事業を案内するポスターやチラシ、あるいは商品券専用のホームページや広報よっかいちなどで、新聞折り込みチラシなどを使いながら周知を図ってまいります。

また、参加店舗に関するサポート体制ということで、店舗が商品券事業に円滑に参加できますよう取組を実施してまいります。

①コールセンターの設置。こちらは参加者でも利用者でもいいんですけども、電話でのコールセンターを設置しております。開設期間も、ちょっと既に開設しておりますが、2月21日月曜日から11月30日までと。連絡先は以下のとおりで、開設時間は9時から20時までとなっております。

また、参加店舗向けの説明会を開催するというので、こちらも今スケジュールが、徐々に上がってきておりますが、3月上旬から3月下旬頃、参加店舗向けの説明会の開催を実施してまいります。

相談窓口の設置ということで、こちらも参加店舗向け、利用者向けでございますが、有人の相談窓口を実施します。開設期間としては、令和4年3月28日月曜日から10月31日月曜日までと。場所は四日市市安島一丁目2-29、MIZUTANIビル1階ということで、今の駅西側の三十三銀行さんの北側の建物になりますけれども、こちらに専用の窓口を9時から18時まで、有人でございますけれども、設置してまいります。こちらにつきましては、予約制となっておりますが、有人で窓口を開設させていただいております。

そのほかサポート体制ということで、大手の携帯キャリアのショップ等でもユーザーのサポートということで、こちらは携帯の種類に関係なくどなたでもご利用いただけます。そういう携帯キャリアに今ちょっと交渉をして、ユーザーサポートをしていただくということで今調整を図っております。

また、大型商業店舗でも出張の説明用ブースというものを今設ける準備を進めておりまして、様々な方がいろんな場所でより気軽にご利用いただけるようにいろいろとサポートのブース等を設けていきたいと考えております。

今後のスケジュール、これは案でございますが、今参加店舗向けの説明会を順次実施しているところでございます。

3月28日から10月31日、相談窓口の開設と、4月4日から4月20日にかけて、一般の方の商品券の受付が開始いたしますけれども、市内の地区市民センターなどで説明会を順次開催させていただきたいと思っております。また、4月4日から市民先行販売の受付を開始する予定でございます。

5月9日から10月31日まで商品券の利用期間となります。

その他、一般販売、市民先行販売で余った場合は順次販売を継続して、70億円が売れるまで売り切りたいというふうに考えております。

参考に、プレミアム付デジタル商品券の実行委員会委員の名簿をつけさせていただきました。

報告事項につきましては以上のとおりでございます。

○ 平野貴之委員長

ということでしたので、ただいまから四日市市プレミアム付デジタル商品券についての質問を受け付けたいと思いますので、質問ある方。

○ 中村久雄委員

ありがとうございます。

まず、参加店舗募集開始で、動向を何かつかんでいらっしゃったら紹介いただきたいんですけど。

○ 秦商工課長

商工課、秦でございます。

参加店舗の登録状況ということで、今、事業者側のほう、10人体制で2人1組で5チームになりまして、約1000社近くを回っていただきました。2月28日現在でございますけれども、これ、まだ申込みの状況ですけれども、登録店舗数としては254店舗登録をいただいているという状況になっております。

○ 中村久雄委員

それは、飲食やったり物販やったり、多種多様な業種の方が今のところ来ているという理解ですか。

○ 秦商工課長

その理解で結構です。

一旦まず、これまでに登録をいただいた方、市でプレミアム商品券を実施していただいている企業の方を中心に今回っておりますので、おっしゃるとおり、様々な業種に今アプローチしているという状況でございます。

○ 中村久雄委員

使用期間が10月31日までということは変わらないと、どんな状況があっても変わらないと。これ、いろいろ法律上のことがあると思うんですけども、市民向けが売れ残った場合の一般販売の②の方が3か月ぐらいしか利用期間がないということなんですけど、もうそれは市内の方が優先やというところでもう割り切られたということですか。

○ 秦商工課長

今回、コロナ対策、事業者向けということもございますが、やはり市内の方を中心に販売を優先して行うということでこのスケジュールになっております。

○ 平野貴之委員長

ほかに質問のある方。

○ 荻須智之委員

24ページの表の一番上、2行目、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るものというんですけど、第2条第5項って射幸心をあおるスロットとかああいうのと違いましたっけ。この辺が、どういう理由でこれが除外されるのかというのをちょっと説明いただきたいんですが。

○ 秦商工課長

パチンコ等のギャンブルにつきましては、下に、パチンコ等のやっぱり射幸心をあおる

ものについては、市のほうで支援するのにちょっとなじまないということで、除外をさせていたどうかと思っております。

○ 荻須智之委員

第5項に性風俗も規定されているんですかね。

○ 秦商工課長

第5項ですが、性風俗関連特殊営業、店舗型性風俗特殊営業等、性風俗営業を含んでおります。

○ 荻須智之委員

ありがとうございます。

だけど、射幸心をあおるスロットとかそういうギャンブル性のものと性風俗を一緒くたにしてあるというのがこれで分かったんですけど、なぜこれが除外されるんですか。

○ 渡辺商工農水部理事

風俗営業法の第2条第1項第5号がいわゆるギャンブルの関係です。第2条第5項がいわゆる性風俗系の項目となっております。

今回、第2条第5項、要はギャンブルが第2条第1項第5号で、第2条第5項が性風俗と、今回第2条第5項のほうをまずそこで使えないというような規定をさせていただいておりまして、それとはまた別でギャンブルに関してはそぐわないということで判断させていただいているというものでございます。

すみません、ちょっと手間取りまして申し訳ございません。

○ 荻須智之委員

それで何で性風俗が含まれないんですか。

○ 秦商工課長

今プレミアム付商品券の商品券事業の対象とならない事例の大本になっているものは、これまであった国等のプレミアム付商品券の該当外のものを準用して今対象としておりま

す。行政として支援するのに、実行委員会等でも書いてありますけれども、少しそぐわないと判断するような内容かと考えて入れております。

○ 荻須智之委員

性風俗業は四日市市にある企業としては税金を払っていないんですか。

○ 秦商工課長

事業としている場合はお支払いいただいているとは思いますが。

○ 荻須智之委員

恐らく店舗型やったら税務署もちゃんと入っていますから、そういうことをしていると思うんですけど、これは差別になって向こうから訴えられたらまずいと違いますか。それをちょっと心配して言うているんですけど。

性風俗を無視しがちなんですけれども、国に準拠しているという国だから訴えられないということが担保されるということですか。どうでしょうか。

○ 秦商工課長

考え方としては、プレミアム付商品券として一般的に流通しているもの、あるいは他市の状況も踏まえて、これが一般的なものとして考えて、こういう規定を設けているというふうに考えております。

○ 荻須智之委員

一般的な場合としてというんですが、どうして除外されるかという肝になるところの理由というのは何なんですか。

○ 秦商工課長

商工課長、秦でございます。

これまで市の支援金等、テナント等もそうなんですが、基本的に荻須委員の指摘もあるんですが、基本的に性風俗については外してきている、あるいはこういうものについては該当をさせてきていないという考えで来ております。

○ 平野貴之委員長

例えば、これまで他市でも国でもこういう商品券の対象商品とか業種から外されたというのを理由に行政が訴えられたことというのはあるんですかね。

○ 秦商工課長

例えば、プレミアム付商品券自体が、公が主にやっているものと、本当に自分たちで、あるいは商店街で商工会議所がという場合と少し趣が違うんですが、今回行政でやっているものの一つのガイドラインではないですけど、これまでの流れであったり支援の方法であったり、それに基づいてちょっと一旦こういう形でお示しをさせていただいています。

全てを私どもも把握はしていませんけれども、そのことでこの内容について大きく問題になっているという情報はちょっと今のところ私たちはつかんではないです。

○ 平野貴之委員長

これはガイドラインというのではなくて、前例のようなものがあって、それを準用しているということですね。

○ 荻須智之委員

6年前も呼び込み禁止条例のときに大分小言を言わせていただいたんです。名古屋、大阪であまり意味がなかった。現場も見に行きました。

なのですが、聞くところによると、1000万円積んで最高裁まで向こうが突っぱねると負けると。なぜかって、職業選択の自由があるからなんですよ。それをやられるとまずいなと思っているんですけど、実際にやるかという、もう呼び込みってほとんど学生のバイトやったりするので、そんなお金はないので泣き寝入りで、お店はそのまま残ると。今その状態で残っているんですよ。そんなのはざるやないかということで、大阪で聞いてきました。

だけど、今回もこれは風俗だけど、四日市の風俗店って減ってきていて、ほとんどないに等しいんですけども、それを除外する根拠というのはちゃんと示すべきなんじゃないかなとは思いました。どう思われますか。

○ 石田商工農水部長

今回は行政が行う地域振興という意味で、前例あるいは国の基準に準拠させていただいております。

荻須委員がおっしゃったように、ルールを持ってやるという以上は、根拠はやっぱりしっかり持つておくというのは大事なことです。過去事例を調べるとともに、何かよりどころになるようなものがないかどうか、それをまた調査はさせていただきたいと思えます。

○ 荻須智之委員

過去はやっぱり反社会的勢力の団体が営業するところが多かったと思うんです。もう今は多分それはないと思うんですね。それで残っている風俗というのを逆に拾い上げなあかんぐらいなのに、除外するという姿勢がどうも理解できないものですから、そこはひとつきちんと示していただきたいと思えます。

以上です。

○ 平野貴之委員長

ほかに質問がある方。

○ 谷口周司委員

ちょっと分からないところだけ確認させていただきます。

まず、よんデジ券の対象者というのは、市民先行販売ということは市民になるかと思うんですけど、これは子供だろうが赤ちゃんだろうが全て一応対象者という形でよかったですか。

○ 秦商工課長

対象者に年齢の制限を設けていませんので、対象者としては全ての四日市に住所のある方になってきます。

○ 谷口周司委員

ありがとうございます。

となると、これ、どうやって申し込んでいくかというちょっと内容に入ってしまうんですけど、子供で1アカウントでの登録になっていくのか、一つのデバイスというのかな、携帯一つについて1人なのか、取扱いというのかな、赤ちゃんでいきなり登録できないだろうし、子供でも難しい中、親がデバイス一つで子供それぞれのアカウントが取れるのか、いやいや親じゃなくても誰でもいいのか、その辺りの仕切りというのはどういうふうにされていくのか。アカウントを持っていれば誰でもいけるのか、デバイスのやり取りができるのか、その辺りというのはどうなんですか。

○ 金子商工課商業振興係長

商工課の金子と申します。よろしく申し上げます。

谷口委員がお尋ねの件なんですけれども、今回の仕様が1台のスマートフォンにつき1回の申込みとなっております。ですので、アカウントをスマートフォンを通じて取っていただきますけれども、そのアカウントに応じて申し込みいただくということになります。

以上です。

○ 谷口周司委員

ということは、1台のスマートフォンにつき1アカウントということは、対象者として市民と言っておくけれども、基本スマートフォンを持っていない人は対象から外れるということですか、子供についても、その理解でよかったですか。

○ 秦商工課長

対象者としてはおっしゃるとおり全てになりますが、実質はスマホの数に限定されてくる形にはなります。

○ 谷口周司委員

実はそこが結構今回ミスリードというか、市民の皆さんに新聞で、よんデジ券、20億円上乘せをして40%やりますよという消費喚起をかなり、宣伝をしていただいて、多くの方が、俺、四日市や、そうやないかって思っている中、いざスタートしたときに、いやいやスマートフォン1台につき1人ですよと、子供はスマートフォンを持っていなかったら対象外ですよと。高齢者の方についても、古い携帯を持っている方はもちろん駄目でしょう

し、携帯電話すらお持ちじゃない市民の方というのは対象外ということは、結構数を数えていくとかなり限られた人しか使えなくなってしまうんじゃないかなというのがあるので、それならそれで、しっかりとそういった案内というか、スマートフォン1台につき1アカウント、スマートフォンを持っている人しか対象になっていませんということは、ある程度最初の段階から言っていないと。いざスタートして、皆さん登録してくださいって言ったときに、何や、対象外やったんかとか、そこで知るよりかは、前もってしっかりそういったところは周知していないと、多分、多くの方が家族5人いたら5人使えるのかなって思ってしまったかもしれないので、いやいやそこはスマートフォンの数だけですよということはしっかり伝えていかないと、ちょっとミスリードになってしまうのかなと思いますし、後々せつかくのこれだけ予算をかけるいい事業が悪いイメージを持たれてもいけないと思いますので、そういったところは、なかなか言いづらいことではあると思いますけど、しっかりと情報は提供していくべきかと思いますので。

あと、確認したかったのが、じゃ、1人で二つ携帯電話を、もし私が個人で二つ持っていたら私と子供というのではいけるのか、携帯名義と今回の登録アカウントは一緒じゃないといけないのか、そういったところはいかがですか。

○ 秦商工課長

お一方が名前と今回住所もご登録いただきますので、もし2台のスマートフォンあれば、スマートフォンの名義までは問うてはいませんので、スマートフォンの名義が例えば今回の事業に何か制限がかかってくるかということとはございませんので、二つのスマホをお二方が使うのであれば利用は可能かと思います。

○ 谷口周司委員

多分そうなると思いますので、そうなる本当に、あまり、やり方を逆手に取った本来の使い方じゃない人が出てくる可能性もあるので、やっぱりそういった立てつけの中で、今回多分大きな会社さんがこれをやっていただけるかと思うんですけど、しっかりと、せつかくの税金を使ってやる消費喚起のことが、後々、何や、そんなのやったんかといって、悪いふうには言われぬようにだけは、しっかりと制度設計の段階で伝えるべきことは伝えて、できないことはできないとちゃんとしておいていただいたらと思いますので、これは意見として終えておきます。

以上です。

○ 平野貴之委員長

ほかに質問ある方。

○ 小林博次委員

谷口委員と関連するんやけど——これはスマートフォンを持っていない人、頭の中にあるのはおおむね高齢者、金を渡してもいつ使うんかいなという気もしているんやけど——同じ血税を使うのに該当する人と該当せん人が出てくると問題やないのかなと。だから、会派でも相談したけど、このデジタル商品券という考え方は賛成で乗らなあかんし、でも、配り方によっては何か入り口から差別になるのが分かっておって、そんなことに賛成していいのかと、こういう考え方が同時にあるんやわね。その辺を解決してもらわんとちょっと困ると思うんやけど。だから、デジタルがまだ普及していないのに、デジタルでというかぶせ方をする、そこに問題があらへんのかなと。

ただ、先進的なやり方で、確かにそういう部分はあるべきやと思う。でも、それに乗り遅れる人が出ないための対策、これは同時にやらないと公平な政治にはならんというふうに思っているんやけど、その辺りについて何か対策を考えているのかどうか、そこを聞かせてもらいたい。

○ 秦商工課長

商工課長、秦でございます。

おっしゃるとおり、今スマートフォンをお持ちでない方については、やっぱりなかなかこれに参加できないという実態がございます。

今回、制度設計に当たっては、やっぱり新型コロナウイルス感染症対策を取りながら、事業を、市場、経済を活性化していくという中で、やっぱりデジタルで対応していこうという考えでございます。

確かに、参加いただく方の中になかなかそういうことに踏み出せない方もお見えかと思えます。今回、様々な形で参加者を、そこにハードルのある方についてできるだけこれに参加できるようにということで、いろいろな説明であったり窓口も設けて、できる限り皆様にこの事業に参加していただけるように我々としては努力をしていきたいと思えます。

ただ、どうしても用意、ご準備という点につきましては、今なかなか我々では難しいので、我々としてはサポートして促していくという形になります。

また、ICT戦略課のほうでも、この委員会でもご議論はいただきましたが、デジタル化を進めるということで、そういう相談的なこともしていただけるかと聞いておりますので、他部ともちゃんと連携して、デジタルについてなかなか得意ではない方についてはサポートについてはしっかりさせていただきたいなというふうに考えております。

○ 小林博次委員

ほかの部も関わっているの、他部と相談してっていうのは。

○ 秦商工課長

今総務部のICT戦略課に今回、プロポーザルの際も審査員として加入いただきまして、市民の方のデジタルの推進であったり、そういう点についても事業者のほうにしっかり考えていただけるように今回事業者を選定しております。

もともとデジタル商品券に関わらず向こうのほうで進めていくべき行政のデジタル化については、これにある程度何か併せられる形でご対応がいただけるようなことも聞いておりますので、向こうとも連携を取りながら内容については進めていきたいというふうに考えています。

○ 小林博次委員

答弁をもらったけど意味がちょっと理解しにくかったんやけど、やっぱりその辺り、事後にやっぱり問題になると思うので、事前にきちんとその辺りを、市民が納得できるようなそういう手だてをやはり公にしていかなとまずいと思うんやわね。ここで、ほかの部もあるならそこも合同の審査をと言いたいけど、そんな手間がかかることは言えませんね。その辺り、きちんと対応してもらいたい。要望にとどめます。

それから、これ、6月やと、今のコロナの状況を見ていくと、何とか収まっているかなと。そして、飲む治療薬ができてくると、もうインフルエンザよりも軽くなる、そういう局面をその辺りでは迎えておるかなというふうに、これは勝手に推測をしているわけやけど、そこで質問があるんやけど、4月上旬に市民の受付を開始して、5月上旬から商品券が使えるようにすると、商品券が手に渡った人はもうすぐに使えるよとこういう格好で進

んでいくわけね。これは再確認。

○ 秦商工課長

このスケジュールに沿って、5月9日から実際にチャージした方はそのときから使えるという状況になります。

○ 小林博次委員

それまでにもう商店とか全部整うわけかな、参加する人たちは、商品券の使えるところもそれまでに全部明らかになっているわけ。後で遅れて申し込んでくるやつはあかんと。

○ 秦商工課長

店舗に関しましても随時応募については受け付けておりますけれども、今の時点で募集を始めているのはやはりお買い求めいただく方、あるいは、おっしゃるように、使うときになって店舗がある程度準備されているというのがやっぱり重要かと思しますので、5月9日に向けて今事業者の募集をして、集まったものについては随時また公表していくという流れになっています。

ただ、6月でも7月でもぜひこの事業に改めて参加したいというご意向があれば、それは9月いっぱいまで受付はしようかなというふうに考えております。

○ 小林博次委員

ありがとう。みんな、聞いておる人がおるやろうから質問した。

以上。

○ 平野貴之委員長

一応確認なんですけれども、登録店舗をチラシに掲載するとあるんですが、ここに、チラシに掲載される登録店舗というのは何月までに登録した店舗ってありますか。

○ 秦商工課長

今回、チラシですと確かに、おっしゃるとおり、なかなか発行するタイミングというのがそんなに頻回にはできません。今のところ、4月4日から販売を開始しますので、3月

の下旬、二十日、二十五、二十六日ぐらいで一旦締めさせていただきますして、一旦チラシにはその部分だけご明示させていただいて皆様にご案内すると。ただ、随時これは更新されていっていますので、その分については、大変申し訳ないんですけども、ホームページ等で公表させていただくという流れになってまいります。

○ 平野貴之委員長

分かりました。

ほかに質問ある方。

○ 中村久雄委員

チャージというイメージが湧かないですけど、要はクレジットカードか何かで決済で自分のスマートフォンに来るという形ですかね。現金との引換えとかそんな形。

○ 秦商工課長

今のシステムの決済の方法としては、クレジットカードとコンビニ払いになっております。スマートフォンでチャージいたしまして、その決済を、例えば市民であれば、受け付けて実際の金額上限、例えば5万円であれば5万円購入した分を実際にスマートフォンで操作していただいてチャージしていただく。その代金はクレジットカードでお支払いするかコンビニで現金でお支払いいただくと、この二通りが決済の方法としてはございます。

○ 中村久雄委員

もう一つ、市内在住の方ということやけど、例えば通勤されている方で市内のところに通勤すると、会社で電話を預かっているという方もいらっしゃると思うんですけど、それはスマートフォンでその住所で、会社の住所で登録したらいけるということなの。

○ 秦商工課長

個人事業主であれば、住んでいるところがそこかはあるのかもしれませんが。今の例としては、多分市外の方で会社の携帯を使っている、谷口委員のときにもちょっと申し上げましたけれども、携帯は確かにスマートフォンの名義は問うていません、ただ、一旦市内在住の方は郵便にてご本人宛てにそれが届くシステムになっていますので、例えば私であ

れば私の名前で市役所には届きませんので、個人の方の家にちゃんと郵便が届く状態の方を市内在住という形で考えております。

○ 中村久雄委員

その住所で名前があればそこに行くわね。何々会社で誰々というようなので行くよね。そういうのは、別にそれはそれで、一つのスマートフォンであれば一つでいいと思うんやけど。例えばP a y P a y やったら送ったりできるやんか、ああいう送金はできないんですか。だから、いっぱいそういうのが使える人がおって、後でぽんと自分のところに送ったりということが。

○ 平野貴之委員長

アカウント同士でお金のやり取りはできるんですか。

○ 秦商工課長

今回の商品券の事業の中で転貸とか転売であったりとかそういうことを基本的に禁止しておりますので、例えば今おっしゃられているようなポイントを誰かに渡すということとはできないというルールになっています。

○ 中村久雄委員

分かりました。できなかつたらそれでいいと思います。

もう一点、市民向けの説明会で、地区市民センターが4月20日までやったかな、2週間ぐらい取って、利用期間がもうすぐ迫っておると思うけど、地区市民センターに説明を聞いた人がそこで決断するのに、家族と相談してとかということがあるので、せめて1週間ぐらいは取れるように、ぜひ地区市民センターの説明会は早い時期に済ませるようにお願いしたいと思います。これは要望で。

○ 平野貴之委員長

ほかに質問ある方。

○ 谷口周司委員

ちょっと今の中村委員の関連なんですけど、住所地のところなんですけど、郵便が届けばオーケーということは、何か裏づけの確認というのは、住民票登録があるとかそういったことはもう関係なしに、要は、送りました、戻ってこなかったらオーケーになるのか、それとも、先ほど言われたように、5人ぐらいの会社でその会社の住所で書いておけば、基本郵便局さんはポストに入れていくと思うんですけど、それはオーケーなのか、そこはやっぱり住民票とかでしっかりと市民ということの確認を何かでするのか、その辺りというのはちょっと確認しておきたいんですけど。

○ 秦商工課長

申請できちゃったを認めているつもりは全然なくて、基本的にそれは駄目やと思っています。

ただ、郵便が届くところを住所地、我々が四日市市民として認識する、いろいろセキュリティを高める中で、1人でたくさんのもを買ってもらっても困りますので、重複を避けるために、四日市市民の定義としては、四日市市の住所があって、我々が確認できる作業としては郵便という方法を使って確認します。住民基本台帳を閲覧しようと思うと、よりもっと厳密な、四日市市民がそこに本当にいるのに住民票を移してまで買わなきゃとかいろいろあると思うんですけど、それに閲覧についてもやっぱりそこまで今回の事業の中で、事業者も挟んで、何千人、何万人ということが出来るかというやはり難しいので、今回、買う側、商品券を利用いただく方については、市内にお住まいになられている、それが、我々の確認としては郵便をもってそこに存在を確認しているという中でセキュリティを高めたとするか担保しているということでご理解いただきたいと思うんですけども。

○ 谷口周司委員

ありがとうございます。

これ、郵便で送るって何を送るんですか。デジタルというておきながら、郵便で何を送るのかなと思ひまして。

○ 秦商工課長

主な目的としては、先ほど言いましたように、重複して購入いただいたりとか、四日市

市民に限定しようというときに、住所地を確認、この二つが四日市市民の場合はございます。その中で、IDであったりパスワードであったり——先ほどおっしゃるように、ここはアナログなんです——市民限定でしていなければこの作業は特段必要なくなる可能性もあるんですが、やっぱり市民として限定するのに、四日市市内に在住しているという確認を取るのに、郵便でアカウントとパスワード等をこちらから一旦ご連絡させていただくというステップを一旦かましているという状況です。

○ 谷口周司委員

分かりました。

要は、それでIDとパスワードを受け取らないとそもそもその次に進めないということですね。それを受け取るために住所地に送ると。ただ、その住所地というのは、会社であっても届いてしまったらこれはもう、そんなに件数はないんでしょうし、そんなことを考える人もいないと思いますけど、深く考えていくと通ってしまうけど、それをもって住所地として確認をしていくということですね。全てをデジタルにしなくて、郵便が届けばオーケーですと。郵便が届くのは、IDとパスワードが届いて、それをもって次の段階に進めるということで一つハードルを課しておるということですね。

分かりました。ありがとうございます。

○ 平野貴之委員長

それでいいですか。

○ 秦商工課長

ルール上はご住所の、お住まいのところへということでやっぱり、ルールはルールとしてしっかりそれはあるということでご理解いただきたいと思います。

○ 平野貴之委員長

いいですか。

ほかに質問は。

○ 森 智子委員

確認をさせていただきたいと思います。

市民の先行販売が総額までもし万が一達成をしたとした場合は、一般販売の市外の人たちの販売はもうしないということによかったですか。

○ 秦商工課長

市民の先行の販売の中で全て売り切れた場合につきましては、次のステップ、一般販売には行きません。

○ 森 智子委員

ありがとうございます。

あと、参加の店舗数、目指すのが3000店舗というふうに以前おっしゃっていたと思うんですけども、今254店舗で3000店舗にいきますか。

○ 秦商工課長

目標値として今我々に、自分たちに課している部分としては3000店舗と思っています。今、事業者のほうもそれに向けて足で一生懸命稼いでいただいていますし、我々も実際には今後いろんな総会であったりいろんな団体のところにもお願いに行きながら、しっかりと3000店舗に向けて、目標値に達成できるように全力を尽くしたいと思います。

今回、確かにかなり大きい目標ですけども、やっぱり多くできるだけ事業者の方にアクセスをして、キャッシュレスであったりデジタルというものについて一つ一つ啓発というんですか、最終的に経営者の判断としてそれを使う使わないというのはあると思うんですけども、やっぱり今後、今いろいろ、マイナポイントでも結局デジタルでの対応になったりとかそういうこともございますので、どんどんデジタルが遅れていくと取りこぼされていく人たちというのが今後は増えてくるような気がします。なので、いち早くそういうところの情報だけでも事業者の方にお伝えして、最終的に使う使わないは本当に経営の判断なので、事業者側になるんですけども、そういうことをこの事業を通じてお伝えはさせていただきたいなというふうに考えます。

○ 森 智子委員

ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

あと一つ、滋賀県でデジタル商品券をやっているそうなんですけれども、そこで6万人を超える利用者の方たちのクレジットカードの情報が漏えいしたんじゃないかというニュースがあったんですけれども、そこら辺の懸念というのは大丈夫でしょうか。

○ 秦商工課長

個人情報の問題というのは私たちもリスクとして非常に大きな問題と捉えております。プロポーザル時点でも、その辺りは評価としてやっぱり我々も関心があるところでしたし、相手方には、市のいろんな規定あるいは個人情報を扱うに当たって、誰が扱えて誰が扱えないか、そういうことも全て誰か責任者に必ず報告をさせて、やはり事業者側もそれをすごく今恐れておまして、特に今回受けられているみずほ銀行、金融系でございますので、その辺りも非常に気にはしておりますので、両者でその辺はお互いに今牽制し合いながら個人情報の保護について漏れないように万全を尽くしていきたいと思っております。

○ 森 智子委員

ありがとうございます。

地区市民センターでも購入される市民の方への説明会をしていただくということで、本当にそこができるんやろうかという心配は結構市民の方はされているのかなと思っておりますので、しっかりと誰一人置き去りにならないような進め方でよろしく願いいたします。ありがとうございます。

○ 平野貴之委員長

ほかに質問がある方。

○ 小林博次委員

言い換えると、これはデジタルとアナログと二つ同時並行してやるような制度やね。

デジタル原則って聞いたことあるか。官民でデジタル原則というのが定められて、それはどういうことを言うておるかということ、機敏な統治、だから機敏に処理をするということがデジタル原則やって決められておる。アナログを併用すると原則に外れるやろうということ。

それが一つと、それからもう一つ、これは一過性で目的は多目的になると思うけど、デ

デジタルで市民に商品券を出して、デジタル時代に入っていき、そういうきっかけになっていくわけね。その次の施策は何か考えているのか。それだけやったらそれでオーケーですわ、それやったら丸々無駄なことやないか。でも、それを入り口に次々といろんなことがデジタル化されて、それこそマイナンバーカードでこういうものが確認できれば買うところへ、だから、商品券を渡すところの確認でなしに、使うところの確認で決済できるわけやで、だから、もうちょっと対応を考えたほうがええのと違うのかなと。

今回はこういう考え方やからそれでええけど、しかし、この次こうやってあるよというやつが続けて出てこないで、点数を稼ぐだけで無駄なことやな、とは言わんけど、そう思う。そんなことがあるんだよ、もし何か考え方があればちょっと聞かせてください。

○ 秦商工課長

ありがとうございます。

デジタルとアナログの併用で少し時間がという点につきましては、市民限定の中でちょっとそういう対応になりました。大変申し訳ないです。

今後についてですけれども、確かにプレミアム付デジタル商品券自体は一過性で済んでいきますけれども、先ほども申し上げましたとおり、こういう一つ目的として事業者の支援としては経済的に、先ほども申し上げました、やっぱり市が購入してもいいんだ、消費してもいいんだというムードをまずつくっていきたいというのがあります。事業者からも要望は非常に多くて、やはりこういう消費喚起策をする。

その中で、やっぱりデジタル化というものを少しずつ皆さんに植え付けながら、今後、例えば、こういうシステム自体は今もう小規模にも大規模にもちょっと汎用的にあるように、私たちも今回この事業を進める中で情報としてあります。実際にそういうものを商店街で使おうと言われていて、ご提案を受けていることもございます。今後、そういった世の中の動向であったりとか、制度をきちんと自分らも把握して、小林委員がおっしゃるように、もう本当にここで終わることなく、今回の成果をしっかりと、あるいは、また課題が出ている部分を自分らも確認を取って、いろいろこの中で得たものについて次につながるようにまた考えてまいりたいと思います。

○ 小林博次委員

つながるように考えてくれるんなら協力をします。

以上。

○ 平野貴之委員長

ほかに質問ある方。

デジタル商品券はいいですか。この後の報告も兼ねていますので、いいですか。いいですね。

では、ほかの部分で質問がある方。

○ 中村久雄委員

1点ですけど、商業振興の中心市街地イルミネーション事業費500万円、これは四日市市がやっておると思っておったんやけど、追加資料の商店街活性化イベント事業補助金というので、令和3年度まちなかイルミネーション実行委員会というのは、翼のオブジェだけの部分を市が補助したんだなというふうに理解しておったんやけど、それで合っていますかね。

○ 秦商工課長

少し説明が足りずに申し訳ございません。

イルミネーション事業自体は、中心市街地の商店街の方を中心に、まずまちづくり協議会というものが、もう少しちょっと面的に広がっているところがあるんですけども、そういう方々で、うちが一部補助して中央通りの部分は造っています。

また、ほかの方からそういう申出があって、今コロナのときですし、市民の方をもう少し元気づけたい、勇気づけたいと、違った団体から新たに有志の方でまとまっていたいで、今回別の補助金を使って、あそこの部分にああいう翼のオブジェを造っていただいたという流れです。団体としては別ですけども、どちらも市からの補助金で実施しているという状況になっております。

○ 中村久雄委員

諏訪公園の部分もその団体でやっているの。

○ 秦商工課長

すわ公園交流館の部分は、実は市の指定管理者の側でやっていますので、市のほうでやっております。

○ 中村久雄委員

そうしたら、全体で今500万円というのは、市が補助を出しているのが500万円。全体で今どれぐらいの規模になっているの。最初、始めた頃はたしか200万円ぐらいと違ったかな、予算が。大分金額が上がってきているのやけど。

○ 金子商工課商業振興係長

商工課の金子と申します。よろしく申し上げます。

今回のイルミネーション事業は平成22年度から開始しております。その当時は四日市の商工会議所が自主事業として行っております。それに対しまして、四日市市が補助金といたしまして、221万5500円を支出しております。

そこから、平成23年度になりましたら、実施主体が商工会議所からまちづくり協議会に替わりまして、そこからまちづくり協議会の実施事業となりまして、それに対しまして市が補助しておるといふ流れになりました。それが現在に至っております。

以上です。

○ 中村久雄委員

そうしたら、令和4年度の予算で、まちづくり協議会も含めて、全体の予算規模というのはどれぐらいになるか分かりますか。令和3年度実績でもいいですわ。

○ 金子商工課商業振興係長

商工課の金子と申します。よろしく申し上げます。

令和3年度で申し訳ございませんが、令和3年度は総事業費が579万円となっております。

○ 中村久雄委員

分かりました。

そうしたら、市が大部分補助を出していると、支援しているという理解でいいですかね。

ただ、当初200万円ちょっとぐらい、その覚えがあるんですけど、だんだん増えてきて。

最近テレビを見る人も少なくなったというのが、さっき昼休みに会派で話があったんですけど、東海地方のテレビ番組で、結構クリスマス前やったらこういうのをいろんなところがやっているけど、四日市は見たことないのやわな、CTVでは見たことあるけど。そういう何かに乗っけて、せっかくこれだけお金かけて。何か策を、これはここで言うんじゃないか分からんけど、シティプロモーション部か分からんけど、ぜひそういう仕掛けもいけるように。市民が、諏訪公園ってきれいやわねと。ちょっと通ったら、そうか、これかと。点灯式は点灯式でするんですけど、もっと広げられるような、職員全員でSNSでどんと発信するとか、そういうことも、仕掛けをぜひお願いしたいなと思います。

以上です。

○ 平野貴之委員長

ほかに質問ある方。

ないですか。商工課全ての範囲においてないですか。

(なし)

○ 平野貴之委員長

ないですね。

では、質問、質疑が出尽くしたようなので、こちらはチェックシートがありますので、チェックシートについて事務局、読んでもらっていいですか。

○ 丹羽議会事務局主事

事務局の丹羽です。

では、まず資料についてなんですけど、214、当初予算資料（商工農水部）の20ページをお願いしてもよろしいでしょうか。

では、こちらは当初予算案への反映状況、理事者からの報告というところを読み上げさせていただきます。

障害者雇用を促進していくためには、より早い段階での支援が重要であるため、市内高等教育機関や就労移行支援事業者に障害福祉課とともにヒアリングを行い、支援ニーズの

掘り起こしを図った。また、そのニーズに対応が可能かどうか、既存の就労支援制度の洗い出しを行い、就労に繋がるようなより敷居の低い新たな相談窓口の設置について、商工課と障害福祉課で協議を進めている。

また、企業における障害者雇用に関する理解を深めるため、両部で連携して作成したパンフレットにより各種制度の周知を行い、企業や福祉事業所に働きかけを行うなど、引き続き連携して障害者雇用を促進していく。

商工課。企業等の障害者雇用についての理解を深め、障害者雇用の促進や職場定着を図ることを目的とし、各種支援を行う。令和4年度当初予算、障害者雇用奨励補助金456万円、障害者雇用促進事業費689万円、雇用促進交付金30万円。

障害福祉課。企業が重度障害者等を雇用するに当たり、障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても雇用の継続に支障が残る場合や、重度障害者等が自営業者として働く場合に、通勤や職場等において就労に必要な支援を行う。令和4年度当初予算、重度障害者等就労支援事業費820万円。

以上です。

○ 平野貴之委員長

ありがとうございます。

という内容ですが、これについて確認、質問、意見、感想などがありましたら挙手をお願いします。

○ 後藤純子副委員長

昨日、農水振興課のほうから農業センター再整備事業費についてというので、農福連携によって、働く場としての視点から農業を捉えて、障害者の農業体験等を実施し、雇用のマッチングを図るという目的でというのでお伺いしたんですけど、予算化の中には商工課しか当初予算って出ていないかと思うんですけども、商工農水部として、課を分けることなく、商工課と農水振興課も一緒になって障害者の雇用というのを働きかけていただきたいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○ 石田商工農水部長

農業センターのほうでは障害者の体験の場ということではしています。ここには商工課と

障害福祉課しかありませんけれども、農水振興課も入った3者の連絡会を時々やっておりますし、農水振興課と障害福祉課が連携して障害者施設への体験の呼びかけというのは行っています。もちろん3者で協力しながら進めていきたいとは思っています。

○ 後藤純子副委員長

お願いいたします。

以上です。

○ 平野貴之委員長

ほかに。

○ 中村久雄委員

たしか先ほどの質疑の中で、進捗というか使い切れていないというような話を聞いたような気がするんですけど、それでよかったですか。事業者さんも企業のほうもなかなかそこまで予算を使い切れないと、前年度と予算がまるっきり一緒ですから。

○ 平野貴之委員長

調整に時間がかかったという話ですね。

○ 秦商工課長

今ここに掲載させていただいておりますもの以外もちょっとございまして、施設外就労促進事業費補助金ですが、ここの提言チェックシートの中にはもともとこれは記載がございませんでしたので、一旦リバイスといいますか、する中で書いてはございません。

○ 平野貴之委員長

ということは、提言チェックシートには、商工課の予算は大して前年度の当初予算と増えていないように見えますが、実際はほかの事業もやっているということですか。入っているんですか。

○ 小宮商工課勤労係長

小宮です。

先ほどの提言チェックシートにある商工課の予算の部分なのですが、商工課のほうでやる障害者の施策の事業、先ほど説明がありました施設外就労も含めて全部入っております。

○ 平野貴之委員長

入っているんですね。

○ 中村久雄委員

ということは、令和3年度というか今年の実績もあんまりないので、予算的には同じにしたということなんですかね。

○ 秦商工課長

予算としては実績やいろいろ見てこのように計上させております。

当初予算への反映状況の中のところにもちよっとご説明をさせていただいているんですけども、現在、障害福祉課と、議会のほうからのご指摘については新たな仕組みづくりを検討すべきだということで、今の既存の補助メニュー以外のものを私たちは求められているというふうに理解しています。

その中で、既存の中では予算化というのは少しプラスにはなっていませんけれども、新たな仕組みづくりの中で、障害福祉課と連携しながら、あるいはその事業者、今回市内の高等教育機関ということで、実際にヒアリングというか向こうの側からも少し相談を障害福祉課のほうに求めてきているところがございまして、卒業生の中で就労が困難な学生さんたち、これはどちらかという学習ができないというよりも、少し精神等に問題があって、それはまだご本人さんとして顕在化していないんだけど、非常に厳しい状況があると。

そういう話を受けながら、新たに障害福祉課さんも一旦制度としては、障害者手帳とかそういうものがないとなかなか本当は踏み込めない部分もあるんですが、とはいえ、より早い段階でやっぱりそれを顕在化させていくことも重要やということで、障害福祉課さんとうちのほうで、新たなそういう就労に結びつけられるような相談の窓口が設置できないかということで、いろんな就労支援施設であったり事業者であったりそういう実際の学校の先生とお話を進めながら、今も社会福祉協議会さんなんかとも相談して、窓口の設置に

向けて協議中と。大変申し訳ないんですが、今回、予算として出てくる部分というところまで進捗がないのが実態です。

今後、実際に来年度試行的に今の枠組みの中でそういうものを進めていって、どういう経費が必要になってくるのか、どういう支援が必要になってくるのかということ具体的を洗い出す中で、予算化していくものはしっかりうちのほうで予算化していきたいというのが現状でございます。

○ 中村久雄委員

予算で、数字で上がってこなくちゃなかなか判断できない部分もあるんですけど、実際にそういうことがあるのはよく理解しています。

ただ、21ページを見る限りは、障害福祉課さんの重度障害者等就労支援事業費も前年度より400万円ばかり減っておりますから、縮小したんかなという形に見られますので、その前段階で今苦労しているという理解で、そういう状況やということを理解したらいいですかね。そういう理解でいいですね。

○ 秦商工課長

私たちの理解としては、今の部分の拡充ではなく新たな仕組みづくりだというふうにご指摘をいただいておりますので、そちらの方面で、今回目立った予算として何か新たに項立てできるものがちょっとないのは大変申し訳ないんですが、事業としてそういう状況にあるということでご報告させてもらうという。

○ 平野貴之委員長

ほかに質問、確認、感想、意見がある方。

よろしいですか。

(なし)

○ 平野貴之委員長

今のやり取りを伺ってしまして、理事者側としては、提言にある障害者雇用の促進に向けた新たな仕組みづくりについて検討すべきということで検討いただいております、そ

の中で、就労につながるようなより敷居の低い新たな相談窓口の設置について、今、障害福祉課と協議を進めているということで、その協議の結果次第でさらに再来年度の予算にどう反映していくかというような検討が行われていくということで、提言については実現に向けて取り組んでもらっているのかなど。その途中ですけれども、今はやっていただいているのかなと思っています。

今後進めていってくださいというような形の評価でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 平野貴之委員長

そういう場合は何番になる。

(発言する者あり)

○ 平野貴之委員長

じゃ、5番でいきたいと思いますので、よろしくお願いします。

討論はありますか。

(なし)

○ 平野貴之委員長

討論はないようですので、簡易採決でいきたいと思います。

議案第73号令和4年度四日市市一般会計予算のうち、第1条歳入歳出予算、歳出第5款労働費、第1項労働諸費、第7款商工費、第1項商工費中関係部分、第2条債務負担行為中関係部分については可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 平野貴之委員長

全体会に送るべきものはありますか。

(なし)

[以上の経過により、議案第73号 令和4年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第5款労働費、第1項労働諸費、第7款商工費、第1項商工費、第1目商工総務費、第2目商工業振興費、第2条債務負担行為（関係部分）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 平野貴之委員長

あと、相談なんですけど、先ほどのプレミアム付デジタル商品券の中で、予算に関係のない報告についての質問もかなり含まれていまして、ここは予算常任委員会委員会の全体会で行う分科会長報告に含めたほうがいいですか。含めなくてもいいですか。

○ 小林博次委員

ある程度含めてもらったほうが理解しやすい。

○ 平野貴之委員長

じゃ、もう全部載せましょうか。

ということで、じゃ、次、補正予算に行きますが、まず一旦休憩を取ります。午後2時25分まで休憩で。

14:08 休憩

14:21 再開

○ 平野貴之委員長

それでは、審査を再開いたします。

議案第106号 令和3年度四日市市一般会計補正予算（第12号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第5款 労働費

第1項 労働諸費

第7款 商工費

第1項 商工費

第2目 商工業振興費

○ 平野貴之委員長

次は補正予算ということで、議案第106号令和3年度四日市市一般会計補正予算（第12号）のうち、商工課所管部分を議題といたします。

本件は追加上程分ですので、資料の説明をお願いいたします。

○ 秦商工課長

商工課長、秦でございます。よろしくお願いいたします。

タブレットナンバー229番、補正予算資料（商工農水部）でございます。

ページが3ページからでございます。

まず、勤労者・市民交流センター管理運営費（アセットマネジメント）事業でございます。

施設の長寿命化を図るため、四日市市公共施設等総合管理計画に基づきまして、計画的な維持、改修を行う工事の経費でございます。

内容につきましては、勤労者・市民交流センター本館及び東館キュービクルの更新工事におきまして入札差金が出ましたので、不用額が生じ、減額補正を行うものでございます。予算の減額が4400万円、予算の執行額の見込みが工事ほかで3930万円、差額の470万円につきまして減額の補正を計上いたします。財源の内訳につきましては、全て一般財源となっております。

続きまして、4ページ、勤労者・市民交流センターの、そのほかの修繕工事でございます。

内容でございますが、勤労者・市民交流センター本館便所改修工事において、こちらも入札差金が出ましたので、不用額につきまして減額補正を行うということでございます。予算額4255万5000円に対し、執行見込額が3855万5000円、予算残額の400万円の減額補正を計上いたします。400万円で、財源の内訳は一般財源と同額となっております。

続きまして、5ページでございます。

働きやすい職場づくり支援事業費ということで、就業規則の見直しといったソフト事業であったり、トイレや更衣室を男女別にするとといったようなハード事業を、従業員が働きやすい職場づくりを推進することで、企業における人手不足の解消を支援していくというものでございます。

内容につきまして、当初想定した申請件数よりちょっと見込みが少なくなりましたので、実績に合わせまして減額補正を行うものでございます。当初予算額、事業費見込みですけれども、1030万円、23件に対して、見込みでございますが、最終630万円、14件になる見込みでございます。こちらの差額400万円につきましてこちらも補正を行います。全て一般財源でございます。

続きまして、中小企業振興資金保証料補給金でございます。

市内中小企業者が、経営安定化を図るために、中小企業振興資金を利用する場合にかかる保証料につきまして、市が一部補給をいたします。利用者の負担軽減によりまして、より資金調達をしやすくしようというものでございます。

内容でございますが、国の新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証4号の利用増加に伴いまして、中小企業振興資金の利用が減少し、交付の見込みに合わせまして減額の補正を行うものでございます。予算額1850万円に対し、最終の見込み1010万円と。差額840万円につきまして減額補正を計上いたします。財源は全て一般財源となっております。

続きまして、企業立地奨励金交付事業費でございます。

市内の立地企業の新規設備投資の促進や新規産業の誘致をするため、企業の新たな設備投資に対しまして奨励措置を講じるといったものでございます。

内容につきましては、設備投資に係る対象資産の精査などによりまして、申請の実績に合わせまして減額補正を行います。当初の見込額3億2500万円に対し、最終見込額1億8200万円になりまして、1億4300万円の補正となっております。補正の理由の内訳につきましては表のとおりでございます。補正予算額も同額で1億4300万円を減額いたします。財源は全て一般財源となっております。

続きまして、民間研究所立地奨励金交付事業費でございます。

各企業の新たな研究開発拠点の形成を支援するため奨励金を交付するものでございます。当初予算でございますが、2件、1億円のところが、最終1件、7498万円となりまして、

2502万円ということで、補正予算としては2500万円、財源の内訳も全てこちらも一般財源でございます。

続きまして、中小企業新規産業創出事業費でございます。

新技術、新製品の研究開発の事業を行う中小製造事業者に対しまして、経費の一部を補助することによりまして、市内製造業の活性化を図るというものでございます。

交付申請件数、4件ございましたが、最終採択につきましては、自社研究開発事業が2件、成長分野新規参入事業につきまして1件となりまして、当初の予算額、まず自社研究開発事業につきましては800万円に対し、実績の見込みが400万円となりまして、差が400万円出ております。また、成長分野の新規参入事業につきまして、こちらは1件でございますが、800万円の当初予算に対しまして、実績の見込みが400万円ということで、こちらも差が400万円出ております。差の合計の800万円を今回補正予算に計上いたしておるものでございます。財源につきましては全て一般財源となっております。

資料の説明につきましては以上のとおりでございます。

○ 平野貴之委員長

説明ありがとうございました。

では、ただいまの範囲につきまして、質問、意見のある方は挙手をお願いします。
ないですか。

(なし)

○ 平野貴之委員長

ないですね。

では、討論に入ります。

討論のある方は挙手をお願いします。

(なし)

○ 平野貴之委員長

では、討論がありませんので、簡易採決で採決をいたします。

議案第106号令和3年度四日市市一般会計補正予算（第12号）のうち、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第5款労働費、第1項労働諸費、第7款商工費、第1項商工費中関係部分については、可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

（異議なし）

○ 平野貴之委員長

異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

全体会に送るべきものはありますか。

（なし）

○ 平野貴之委員長

では、ないということで。

〔以上の経過により、議案第106号 令和3年度四日市市一般会計補正予算（第12号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第5款労働費、第1項労働諸費、第7款商工費、第1項商工費、第2目商工業振興費について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

○ 平野貴之委員長

では、以上で商工農水部の所管部分については終了しました。どうもお疲れさまでした。皆さんそのままお待ちください。

それでは、市民文化部に係る議案の審査に入ります。まず、部長よりご挨拶をお願いします。

○ 山下市民文化部長

市民文化部長の山下でございます。

本日は令和4年度の一般会計予算、令和3年度の補正予算、そして協議会として4項目の事項につきまして、どうぞよろしくご審議をお願いいたします。

○ 平野貴之委員長

ありがとうございます。

議案第73号 令和4年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第1目 一般管理費（関係部分）

第4目 文書広報費（関係部分）

第10目 地区市民センター費

第11目 国際化推進費（関係部分）

第13目 計量消費経済費

第17目 コミュニティ活動費

第18目 市民活動費

第19目 文化振興費

第20目 生涯学習振興費

第23目 諸費（関係部分）

第10款 教育費

第5項 社会教育費

第3目 公民館費（関係部分）

第2条 債務負担行為（関係部分）

○ 平野貴之委員長

それでは、議案第73号令和4年度四日市市一般会計予算のうち、市民生活課、市民協働安全課、文化振興課所管部分を議題といたします。

本件については、議案聴取会において追加資料の請求がありましたので、資料の説明をお願いいたします。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

市民生活課長の中根でございます。どうかよろしく申し上げます。

タブレットのほうは、ホーム、今日の会議、産業生活常任委員会／分科会、005市民文化部（関係資料）をお願いいたします。

まず、5ページをお願いいたします。

5ページ、後藤副委員長からご請求をいただきました性の多様性に関する啓発ガイドブック作成について、ガイドブックの内容等についての資料でございます。

ガイドブックの作成につきましては、主に職場での活用を目的に、性の多様性に関する正しい理解や啓発、研修等の進め方など、実践的な内容のものを作成し、講演会やイベント等での配布を行う予定でございます。

内容につきましては、資料2の①から⑤に記載しております。性の多様性についての説明や、現状の解説、職場での取組、三重県パートナーシップ制度や各種相談窓口の紹介などを想定しております。参考までに、イメージとしまして、他の行政におけます啓発冊子の一部を抜粋して掲載しているところでございます。

資料項目3には、これまでの啓発冊子等の作成状況を記載しております。令和2年度には市職員向け対応要領、今年度につきましては市民向け啓発パンフレットを現在作成中でございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。森委員から請求をいただきました地区市民センター機能強化事業における推進計画に位置づけをしております、令和4年度から令和6年度までの予定事業一覧の資料でございます。

資料、左からセンター名、参考として令和3年度を記載しておりますが、年次ごとの内容でございます。表中の事業名横に記載しております括弧内の数字につきましては、事業費を記載しております。また、資料右半分の一番下段、網かけ部分には、計画額の合計を記載しております。また、その上、センター名の欄に共通と記載しておりますが、これにつきましては、事業における基本計画の設計料、また、窓口情報通信に係る電信・電話料などの総額などを記載しております。

7ページをお願いいたします。

谷口委員からご請求をいただきました、風力・太陽光発電及び蓄電装置設置について、導入予定機器の仕様や活用方法についての資料でございます。

環境への配慮及び災害時の非常用電源としまして、地区市民センターに試験的に設置するものでございまして、令和4年度に設計、令和5年度に2か所の地区市民センターに設

置を検討しているところでございます。

想定をしております機器の主な仕様でございますが、風力発電機は、公称出力500w、風車の形状は1.5mの2枚の風車が垂直軸に回るものでございます。蓄電池につきましては、形式はディープサイクル鉛蓄電池、容量は4800wh、出力は交流100V、300wとなっております。また、蓄電池につきましては、標準仕様では本体の支柱部分に埋め込まれておりますが、センターの2階に設置することで、浸水時でも2階屋内での電力供給を可能にしたいと考えております。

活用方法につきましては、通常時は夜間の街頭照明、センターの2階に蓄電池を設置することによりまして、会議等利用時のパソコンやマイクなどの音響装置の電源に使用できます。また、非常時には、投光器などの照明、スマホの充電、テレビなどの電源として使用できます。また、資料には想定している蓄電池の容量4800whで使える、それぞれ単体で使用した場合の電気製品の一覧を記載しております。

8ページをお願いいたします。

中村委員からご請求いただきました階段昇降機を設置する四つの地区市民センターの平面図やほかの施設での活用例の資料でございます。

資料項目の1ですが、昇降機には、階段にレールを敷設して常時設置するタイプと、持ち運びができ階段上を走行する可搬型がございます。それぞれメリットやデメリットがあるわけですが、設置型は本体やレール等の設置により階段スペースが狭くなりますが、常設されており、必要な場合にはすぐ利用ができるという利点もございます。一方、可搬型は持ち運びができ、不要時には別の場所に保管できますが、運転時の操作に知識を有する人員が必要となってまいります。これらを踏まえまして、地区市民センターへの導入に当たりましては、不特定の方が使えるという点を考慮しまして、基本的に設置型椅子式を想定しております。

次に、2の市内公共施設での導入状況でございます。設置型としましては、車椅子のまま乗り降りできる大型階段昇降機が本市博物館プラネタリウムに1台、可搬型は、四日市市立の小中学校に18台導入をされておりました。現在は三つの小学校で4台が使用されております。

その他の施設での事例でございますが、今回導入を予定しております設置型の階段昇降機は、他市町の小中学校などの公共施設のほか、市内の集会所におきましても補助金を活用いただき設置された例がございます。

9 ページには設置型椅子式タイプと可搬型タイプの寸法の一例を示しております。あくまで一つの例でございますが、上段の設置型ですと、横から見た場合の長さは645mm、椅子正面から見た場合は560mmとなっております。また、可搬タイプは、横から見た場合は1258mm、正面から見た場合は757mmとなっております。

10ページ以降につきましては、地区市民センターごとの平面図でございます。

10ページから12ページが羽津地区市民センターの1階から3階、13ページ、14ページは小山田地区市民センターの1階、2階、15ページ、16ページは水沢地区市民センターの1階、2階、17ページは橋北地区市民センターの1階、2階の平面図でございます。なお、平面図の階段付近に赤の星印が記載しておりますが、昇降機を設置した場合の各地区市民センターの乗り降りする場所を示したものでございます。

18ページから21ページにかけては、各地区市民センターの1階階段部分の拡大図でございまして、現状における階段幅、既存手すりの幅、階段昇降機の幅、階段幅から既存の手すりの幅、階段昇降機の幅を引いた残りの幅を記載しております。

続きまして、22ページをお願いいたします。荻須委員からご請求いただきました館長権限予算、コンペの審査の基準の資料でございます。

過去には各地区市民センターへ一律配分しておりました館長権限予算について、地域での意見や委員会でのご意見もお聞きしながら、令和2年度からコンペを実施し、審査の上、予算配分をしております。

審査につきましては、館長から提出されました事業の企画提案に、資料の表に記載してございます、審査の項目、評価のポイントに基づき審査し、得点による順位づけを行い、予算の範囲内で採択をしております。ただし、資料にも記載しておりますが、一定の得点に満たないものにつきましては採択しないものとしております。

令和3年度の審査におきましては、50事業の提案に対しまして、前年度の審査で採択はされたものの、コロナ禍の影響により延期、中止しました20事業を除いた30事業につきまして、外部有識者を含めた4名の審査員で審査をした結果、1事業を除き、29事業を採択しまして、事業費の総額は1876万5000円でありました。

23ページをお願いいたします。

荻須委員からご請求いただきました、四日市国際交流センターにおける語学講座の内容の資料でございます。

資料の2のところに記載してございます外国語講座の開催状況ですが、令和3年度につ

きましては、英語、スペイン語、ポルトガル語、韓国語、ベトナム語、タイ語、中国語の7か国語で、計14講座、受講者数は139名となっております。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、9月から11月のⅡ期という期間、1月から3月のⅢ期の期間については、オンライン開催としております。令和2年度、令和元年度の開催状況につきましては、資料記載のとおりでございます。

なお、米印で記載しておりますが、各講座、週1回90分、全10回開催としております。ほか、受講希望者が5名以下の場合は開講をしておりません。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度のⅡ期とⅢ期、令和3年度のⅠ期は定員を15名程度に制限した状況もございました。

資料には参考といたしまして、令和3年12月末におけます外国人市民の国籍別人口と公用語について記載しております。

24ページには、講座の開催状況を表にまとめたものの資料でございます。

市民生活課分としては以上でございます。

○ 石田市民協働安全課長

市民協働安全課長の石田でございます。よろしく申し上げます。

25ページのほうをお願いいたします。

25ページは、荻須委員から、犯罪被害者等支援条例に基づく取組についてということで、支援金、給付金に関しての追加資料の請求をいただいたものでございます。

1の条例制定に至る経緯としまして、下2段になりますけれども、三重県は平成31年4月、それから四日市市も10月4日に犯罪被害者等支援条例を制定しております。

2の条例制定の目的の一つとしまして、国による支援としまして、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律というのがございまして、これに基づきまして、遺族給付金、重傷病給付金などが支給されますけれども、支給決定までに一定の時間を要することから、被害者にとって最も身近な行政機関である市——それから県もそうなんですけれども——が、生活再建のために用途を限定せず支給する支援金や、日常生活の支援や居住の安定のための給付金の制度を設け、一日も早く平穏な暮らしを取り戻せるよう支援を行うというものでございます。

3の本市の犯罪被害者等支援制度についてというところでございますが、(1)の啓発等に係る計画推進事業につきましては、予算常任委員会の資料に掲載しておりまして、令

和4年度は25万円の予算でございます。内容は、職員向けの講演会でありますとか、それから犯罪被害者等のカウンセリングの費用、それから啓発のためのチラシの費用でございます。

(2)の支援金及び給付金につきましては、来年度合計91万5000円を計上してございます。支援金としましては、犯罪被害者の遺族に遺族支援金でありますとか、重傷病支援金でありますとか、それから家事援助、一時保育、転居費用、家賃給付の給付金も用意してございます。

下の米印のところですが、米印の一つ目、三重県が給付します犯罪被害者等見舞金との併給も可でございます。それから、支援金、給付金につきましては、各項目の1件分を予算計上しておりまして、その対象者が多数となる年度につきましては、補正予算で対応したいと考えております。

なお、26ページのほうでございますけれども、26ページは4番が県の支援としての見舞金についてでございます。それから、5のほうが国の給付金でございます、犯罪被害者本人の収入であるとか遺族の人数、年齢等に応じた給付となっておりますようでございます。

説明は以上でございます。

○ 中野文化振興課長

文化振興課長、中野でございます。よろしくお願いたします。

続きまして、資料27ページをお願いいたします。

荻須委員から、本市美術展覧会の趣旨、要旨について、他市の美術展覧会の趣旨、要旨の分かる資料をとご請求をいただいたものでございます。

県内14市のうち、本市を除きまして、市主催の美術展覧会を開催している8市に対して、展覧会の開催趣旨や部門、出品数など、一番最近の開催状況を照会し、6市から回答をいただきました。あわせて、委員ご紹介の岐阜市など、近隣の同等市3市が主催する美術展と、三重県主催の美術展について、同様に照会し、整理した資料でございます。

三重県をはじめ、どの市におきましても、展覧会を通じて、県民、市民が創作する意欲を高めたり、展示作品の鑑賞機会を得たりすることで、美術に親しみ、ひいては県全体、市全体の美術に関する水準を上げていこうとするものとして開催されており、これが公の開催する趣旨と理解してございます。

趣旨に沿った展覧会とするためにも、市民の多様な創作活動による作品が数多く出品さ

れ、関心を持って鑑賞される方も多く来場されることが肝腎であります。お示した資料にも見られますように、例えば、日本画と洋画を合わせて絵画、あるいは平面造形という部門としたり、絵画の範囲に収まらないデザインなどの部門を設けたり、それぞれ工夫している状況が見てとれるかと思えます。

県内の美術展につきましては、互いに必要に応じて情報交換をしておりますが、県外にもこれから目を向けて、取組の参考にしてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、28ページをお願いいたします。

こちらは資料のご請求はなかったのですが、先日の聴取会の折に、荻須委員から、ジャズフェスティバルの支援に関連しまして、文化振興基金を繰り入れた事業というのをお尋ねいただきましたときに、基金の創設年数を昭和60年代だとかちょっと曖昧なお答えになりましたもので、正副委員長に資料説明をお許しいただいたものでございます。

四日市市文化振興基金は、市民文化の振興を図るため、昭和60年に創設されました。当時、市費と、それと市民、企業等のご寄附により積立てを進め、平成に入りまして、事業活用を始めたものでございます。令和2年度決算における残高は、二つ目の項目に記しましたように、1億7465万1908円でございます。三つ目の項目は、予算常任委員会資料の再掲でございますけれども、現在はこういった項目のように基金活用、事業活用を行っておりまして、市民の自主的な文化活動の支援に充てております。

そして、29ページには、参考資料といたしまして、現在もこのような資料を用いて、市民、企業等の皆さんに基金へのご寄附を募っておるものでございます。企業の皆さんには直接ご面会もさせていただいております。

今後はこのような基金を通じて、企業、そして市とが互いにPRにつながるよう努めてまいりたいと考えておるものでございます。

説明は以上でございます。

○ 平野貴之委員長

説明ありがとうございました。

それでは、今から質疑に入ります。

まずは、追加資料のところの部分について、質疑のある方は挙手をお願いします。

○ 中村久雄委員

資料ありがとうございました。

地区市民センターの階段昇降機の件ですけど、今頃これかって感じなんですよ、意識として。これは令和に入ってから、どこかから要望があったんですか。令和に入ってからで、昔にあったのは知っていますよ。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

これについては、エレベーターがつかないのかという話があって、現状、委員もご存じか分かりませんが、中部地区市民センターと楠地区市民センターにはあると。そのほかについては、なかなかつけることが困難とか館内のスペースが減るとか、いろんなことがあって、計画がなかったんですが、総合計画を考えていく中で、地区市民センターの機能強化を図っていく中で、階段昇降機というのを改めて考えていきたいというふうな考えです。

それと、毎年、議会における議案に対する意見募集というところで、市民の方から意見を頂戴するというところがございます。令和2年度の議案に対する意見募集のときに、地区市民センター機能強化におきまして、昇降機の設置の計画というのは賛成だと。安全対策を取った上ですけれども、1人で操作できるタイプが最低条件じゃないかというご意見もいただきました。また、昇降機をつけるに当たって、今まで地区市民センターの利用がない方も地区市民センターに行きやすくなるんじゃないかというご意見もいただくという中で、令和4年度に設計をさせていただいて、令和5年度から順次設置をしていきたいという考えに至ったというところで、以前からある程度の議論はあったと思います。

以上です。

○ 中村久雄委員

今の意見募集は令和2年度と言いました。令和2年度にそういう意見があったと。その方は、文面で、当事者の方なのか、地区市民センターでいろんな催しを主催されている方なのか、どうか分かりますか。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

今ちょっとご紹介をさせていただいた昇降機の設置の計画は賛成だというご意見の方は、ご自身じゃなしに、他の2階へ上れない人の配慮をどうするんだろうなというのは以前から気になっていたと。その方は、2年前に自分自身が足を骨折したときに、地区市民セン

ター2階で開催される議会報告会や地区の行事——そういう役も当たっておるんですかね、その方は、地域の役職に——出席すべき会合に、半年ぐらいではありましたが、参加できなかったと。そういったことから、重要な事業じゃないんかというふうなことを言われる方もあります。

○ 中村久雄委員

例えば一時的に骨折されたらそういう思いになられる方もおるとは思いますけど、バリアフリーという考え方がもうこれは古いというか、もう今は障害のある方もない方もみんなが使いやすいようなことにしていかなあかん。これはまさしくバリアフリーだけなんですわ。障害を持った方しか使えない、使わない。小学校の例がありますけど、小学校は義務教育ですから、そういうお子さんがいらっしゃったら、その子のために、絶対、勉強させる義務がある。だから学校は設置するんですよ。

集会所の例があったと言いましたね。あれの今の現状って把握されていますか。集会所を補助金で設置した例があるという報告を今受けましたけど、今どうなっているか分かりますか。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

現状今どういうふうなご利用をされているかというところまでは把握をしておりません。申し訳ありません。

○ 中村久雄委員

それをぜひ調べてほしいんやけど。

これはレイアウトを見ても、物すごく普通の階段で使える範囲が狭くなる、それが75cm。もう1人ずつしか行けないような形になっていますよね。だから、階段昇降機があると、ふだんの使い勝手が物すごく悪くなるんです。階段って結構危ないですから、普通の健常者でも手すりをちゃんと持って渡りなさいというのが安全指導やと思うんですよ。みんなばばぽっと下りていきますけど、ちょっとの拍子に足を踏み外したら大けがになると。それが、階段という危険な場所がより危険になっているという改悪にしかならないと、今の時代じゃ。

それで、1階のレイアウト図を出してくれと言ったが、今の時代オンラインでできるん

やで、何か講座がある、俺も受けたいと言われたら、その方のために1階にモニターを映しているいろんなことをやったりできるわけじゃないですか。一時的に骨折されたって、僕、地区市民センターに行きますから、たまに呼ばれるんですよ、久雄くんちょっと来てって。何やと思ったら、ちょっと足のあんまり丈夫じゃない人をおぶって2階まで上がってくれと。だから、本来福祉やと、そういう助けてということがちゃんと言えるというのが今大事なことやと思うけど、これはちょっと今の時代には即さないというか。30年前やったら僕は賛成しておったと思いますわ。というようなところで、そう思いますけど、どうですか。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

まず、当然のことながら、幅が狭くなって、健常者というか、そういう方の上り下りについては、今までなかったものがあるようになるわけですから、邪魔になるという見方もあるのかなと思います。しかしながら、幅が狭くなるといっても、椅子がある、椅子を超えれば幅は広がるわけですから、ずっと幅を取るわけじゃないので、それから、ご利用いただかないときは、階段上に留置するのじゃなしに、階段を、例えば下り切った、曲がった壁のところに置かせていただくというふうなことを考えております。

先ほどご意見も申し上げたんですが、市民の皆様からいただいたご意見というのは貴重な意見であり、ただ、それが全ての考え方にはならないか分かりませんが、地区市民センター整備に関する意見、11件いただいた中で、4件ほど昇降機のことについてご意見をいただいております。我々としては、それと申し遅れましたが、1階の和室というのが通常地区市民センターにはございます。そこは平成26年から令和元年にかけて段差解消をして、バリアフリー化を図っております。そういった方から、そこで会議等を行っていただく場合もあるんですが、どうしても2階で全員が集まって会議するというのもございまして、私どもの考えとしては、階段の安全というのは配慮していかなければいけませんけれども、昇降機を設置させていただきたいという思いで議案として上程をさせていただいた次第でございます。

それから恐れ入ります、先ほど、令和4年度設計、令和5年度工事って申し上げたと思うんですが、ごめんなさい、設計じゃなしに令和4年度から工事でございます。ちょっと勘違いして申し上げましたので、申し訳ございません。訂正させていただきます。

○ 中村久雄委員

障害を持った方への合理的配慮ということで勉強させてもらったけど、そのときに、1人の内部疾患の方が、会社へ行ったら、やっぱり上司から、もう大変やね、えらいから毎日来んでええよ、週に3日ぐらいでええよというふうに言われたと。それが寂しかったと。やっぱりそういうふうにはしか見られないのかという思いです。だから、健常な方が、足の不自由な方は大変やな、2階まで、わざわざ来てもらうたのに上がってもらうの大変やな、何とかしたいなという思いはあっても、足の不自由な方は結構手すりを伝いながらでも何とか行くし、要は、要らんお世話やという形に思うてください。

だから、当事者の話をやっぱり聞いていただきたいし、コロナでなかなか地区市民センター事業もできていないという中で、コロナが明けたらどういうふうになるか、市民文化部からしたら、地域のつながりを大事にしたいですから、コロナが明けたら以前のような高齢者のひきこもりがないようにやってくれよという気持ちは分かるのやけど、なかなか意識から遠のいてしまう部分もあるのかなと。わざわざ2階に上がるよりは、1階の部分と、オンラインの時代なんやで、それを上手に使って、みんなが楽しめるようなことをやられたほうがええかなと思うんですね。

だから、階段を使って、時々見ますけど、やっぱりみんなカバーをつけて、以前使う人がおったんですわみたいな形で、そういうような施設、昔流行った時期がありましたから、カバーをつけて置いてあるとか、もう取り外してレールだけが残っておるとかというのがあるので。というのが私の意見です。

○ 平野貴之委員長

意見ということで、分かりました。

では、そのほか、質問のある方。

○ 萩須智之委員

22ページでいろいろ資料をありがとうございました。たくさん請求してしまいました。

館長権限予算の事業審査についてありがとうございます。この中で、地域に住んでいる人にしか分からない項目とかが多いと思うんですね。歴史的なものとか、運営主体になるのが、大矢知地区ですと社会福祉協議会とか自治会の下部組織のスポーツ委員会とかいろいろあるんですが、そういう状況って4人の審査員で分かるのかなと思ひまして、通り一

遍のA B C D判定でというのは、あまり地域の実情を捉えていないような気がするんですけど、この辺はどういうふうに、よそもこうやって4人ぐらいでやっていると言われればそれまでなんですけれども、現状に即した審査というのが果たしてできるのかなというのをちょっと疑問に思いますので、そこら辺をちょっと詳しくお聞きしたいです。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

中根でございます。

まず、審査員は資料に記載のとおり4名でございます。

地域の中身が分かるのかということなんですが、ちょっと私の説明も不足しておるかわかりません。申し訳ございません。これは館長権限予算ということで、館長が企画立案するんですが、企画立案をするに当たりましては、地域の団体の方、自治会、そういう方と了解というか、お話をした上で提案をなささいというふうな指示をしております。ですから、事業の内容としましては、地域としては適したものを提案してきておるものと私どもは理解をしております。その中で、審査は、館長のプレゼンテーションに対して、事業の目的と効果というものが妥当であるとか、それに係る費用が妥当であるとか、そういうところを審査させていただくというところでございます。

それから、地域の実態は館長が把握しておるわけですが、ここの項目にあるように、例えば、将来性というところで、今後地域の活性化に向けた効果が期待できるのかというところで、館長がどういうふうに考えておるか、その辺の考え方、それから、地域の方はどういうふうに思っておるかというようなことを審査の中で聞き取りして評価をさせていただいておるということでございます。

○ 荻須智之委員

ありがとうございます。

地域の情報、細かいことは館長が全部代弁していくということで、審査員側はそれを審査するに特化しているということで、地域の情報をくみ上げているということでよろしいわけですね。

それで、当初これは150万円でしたっけ、始まった時は。何でこんなに減っていったのかなというのが1点と。

前も申し上げたんですけど、館長の能力によって、プレゼンテーション能力と、あと企

画能力、例えば大矢知地区はちょっと前に、ずっと市民文化部にいらっしゃった方で、プロモーションビデオなんかを作っていたら経験のある方がいらっしゃったときに、そのご経験を生かして大矢知踊りというのをDVDに仕上げたんですが、作曲から振り付けから、踊りをやってもらって、撮って、30万円、1桁安いですわ。そういうことをできる人がたまたま当たっていたら企画できるわけなんですけど、そうでない方が、いきなり全然違うところからいらっしゃってという方もいらっしゃるので、そこで二つ目は、コンサルタントを前提につけていただけないものかなということで、トータルでこれだけの事業をするんですから、そういうアドバイザーもしくはコンサルタントみたいな方がみえないと、これはやっぱり無駄になっていくなと。前もちょっと話したんですが、三重大学の長友教授ですか、あの方がこれ、私が考えたんですわって聞いてびっくりやったんですが。サッカーの長友のいとかかな。この方のご趣旨とちょっとずれてきてしまっているのかなと。

大矢知地区から見ると、よその地区で例えば59万円しか使えなかったという地区が初期の頃もあったんです。伺ったら、こういうような席で、もう担い手がいないということで、大矢知地区もしっかりせんと、執行部がなくなると、この予算が使えないやということですから、それを危惧していて、全体に減ってきたらちょっと何じゃこれはという気がしますので、その辺に対してちょっとコメントをいただきたいんですが、コンサルタントはやっぱりつけていただけないものですかね。

2点お願いします。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

まず、120万円になった経緯というのは、まずそれからお答えをさせていただくんですが、地域活動費のうち館長権限予算につきましては、実績を見ますと、平成27年で平均114万円ほど、それから平成28年119万円、平成29年120万円ということでございます。そういう中で、150万円まで行っていないというふうなところもありまして、もう一つ、地域への支援として総合事業費補助金というのもございます。この辺で、総合事業費補助金を増額させていただいて館長権限予算を減らしていただいたという言い方がいいのかどうか分かりませんが、その財源を総合事業費補助金のほうに上乗せさせていただいておるといふ経緯がございます。

それから、以前から荻須委員からご意見をいただいておりますが、コンサルタント

ということなのですが、地域を回る中で、地域としてはそういう事業というかネタというか弾というのが出し尽くした感もあるというふうなご意見もいただくところがございまして、館長自身、企画するのが大変だということも正直あるんですが、館長権限予算でコンサルタントに、地域を活性化するのにどういうふうな事業を打っていくといいかというふうなコンサルタントへの相談を館長権限予算として執行してもらおうというやり方もございますので、その辺、コンサルタントを置いて一律勉強させるのがいいのか、館長権限予算でコンサルタントをかませる事業展開を図っていったらいいのか、その辺については、ちょっと今後もう少し研究させていただきたいと思っております。

○ 萩須智之委員

ありがとうございます。

総合事業費補助金というのと館長権限予算というのは、全く同一方向の同じような予算で、どちらにおいても結果は一緒というふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

それは、補助金とかお金はそうなのですが、ちょっと事業の趣旨が、総合事業費補助金は、地域が主体となって地域を活性化していくとか、どうやっていくかというふうな事業の趣旨でございまして、少し館長権限予算とは違うというふうな認識をしております。

○ 萩須智之委員

ありがとうございます。

そうしたら、やっぱり館長権限予算としての本来の趣旨で使う事業を活性化させるべきかなと思いましたが、今中根課長がええことを言うていただいたんですけど、これでコンサルタントを雇ったらええわけですよ。それを早う言うてください。それを地元に戻ったらまた言うておきますので。

これは、以前、まちづくり構想をつくることについていただいたコンサルタントの方が非常に優秀でしたもので、こんなアイデアがあるんやとか、もう全く本当に目からうろこだったんですね。その方にずっと面倒見てくださいねと言ったら、お亡くなりになってしまったんですね。ですので、もう今相談する相手がうちの地区なんかはおりませんので、そういうのを紹介していただくということはぜひともお願いしたいんですが、これは要望

させていただきます。

○ 小林博次委員

荻須委員とは僕は全然考え方が違うんやけど、こういう種類の予算というのはもうなくすべきやと思っている。必要なら通常予算できちっと予算化する、そういう明瞭なほうが、地域格差が出てくるので。館長も、館長権限やと思ったら、小じゅうとがいっぱいおって、全然意思と違う使い方になる。それやったらもう意味がないわけやからね。だから、その辺は、なおかつ進化させるという考え方と、もっと別の方法で取り組めやんのかと、こういう考え方もあるということを念頭に置いてもらって、一回掘り下げてもらうということが一番ええのかなと、こんなふうになっている。

それから、各地区市民センターの階段昇降機は障害者団体の人から言うと、どうしても不便でつけてほしいなど。ここに示された絵を見ていると、歩く部分が少ないような絵がこれに描いてあるけど、もうちょっと実情に合うような絵に変えやんと、これだと歩く場所がまるきり階段昇降機に占領されておるやないかと、そんな印象を受けるので、そういう辺りの配慮はちょっとしてもらいたいね。

障害者の方も、例えば肢体障害の人は、盲人の人が点字ブロックをつける、その点字ブロックにけつまずいてこけるというのがあるよね。そうすると、点字ブロックをやめたらええのかということそうではなしに、交通安全上、やっぱりその人が生きていくために点字ブロックって必要なので、だから、それを歩いてけつまずいてこけたというんなら、けつまずかんように歩く歩き方を教えやんと、これは社会の進歩にはつながらんで。

だから、そういうような視点でやっぱり福祉の問題は捉えてもらいたいなど、こんなふうに意見として申し上げます。コメントは要りません。

○ 荻須智之委員

ありがとうございます。小林委員のご意見も一つのお考えやと思いますので、ありがとうございます。

23ページなんですけど、ありがとうございます。これもしっかりと量のある資料を作っていただいていたありがとうございます。

これでなんですけど、今後、増え続ける国にどう対応するのかというのはやっぱりこれでは見えないんですけども、予算的にもどういうスタンスで臨まれていくのかなと。もう

既に今65か国ぐらいの国籍の方がいらっしゃって、厳密に言うと、母国語は国の分だけあるんですよ。ラテン系の国はありがたいことにスペイン語とかで大体事足りるんですけども、これはどういうお考えかお聞きしたいです。

○ 濱浦市民生活課多文化共生推進室長

多文化共生推進室の濱浦でございます。

23ページが一番下の表のところでございますが、こちらは本市における外国人市民の国籍別人口及び主な公用語ということで記載させていただいております。

今現在、国際交流センターにおける外国語講座、語学講座につきましては、7か国語で募集をかけさせていただいて、受講の申込み人数によって、それが6か国語になったり7か国語になったりしているわけですが、この中で、ページが一番下の表のところでもゴシック体で表記させていただいておるものが語学講座を開講している講座という形になります。ですので、上位10か国のうち、8か国については外国語講座が開講されておると。この中で開講されていない講座の一つがネパール語、これは国籍別人口で6位になっております。また、インドネシア語についても開設がなされていない状況となっております。

ネパール語でございますが、ネパール国籍の方の在留資格、留学生の方が半数以上を占めております。外国語講座につきましては、国際交流センターで同じように行っております日本語サークル——日本語教室ですね——こちらを受講されていた方などを講師として、四日市にお住まいの方なんですけれども、こういった方を講師として、語学だけではなくて、その方の出身の国の観光名所であるとか習慣などの紹介もしていただきながら開講されているわけですが、ネパールの方の日本語教室の受講者が少ないというのが、一つ四日市国際交流センターのほうで抱えている課題でありまして、そのような中で、今現在、講師となるのに適切な方がなかなか見当たらないというところと、また、受講者が6名以上の受講希望がないとなかなか開講できませんので、ネパールに関する関心を高めていただく必要があるということで、今後、外国語講座だけじゃなくて国際理解講座ということで、ネパールの文化の紹介などを行って、ネパールに対する関心を高めていただいた上で、ネパール語の講座についても考えてまいりたいというふうに、国際交流センターからはお聞きしております。

○ 荻須智之委員

ありがとうございます。

ネパールはインド系もあって英語が堪能なのと、インドネシアも全く英語しか使わない学校も存在するんですわ。極端なんですけど、それで英語ができる方については英語では対応できるけど、残念ながら日本人が英語をしゃべれないという状況でございまして、結局日本語を勉強してもらおうと。

ネパールは、うちの町にもありますけど、飲食店で大量に雇っていらっしゃる企業体があるので、ここの親方は結構リッチな方やと思うんですが、企業がやっぱり日本語教育をしていただくべきなんじゃないかな。大企業にばかり言うのではなくて、こういうレベルの企業に対しても、こういう講座がありますから送ってくださいとかですね。これはちなみにただなんですか、まるっきり。どうなんでしょう。

○ 濱浦市民生活課多文化共生推進室長

多文化共生推進室の濱浦でございます。

外国語講座につきましては有償となっております。

○ 萩須智之委員

ありがとうございます。

それでも一般の町なかにある日本語学校に比べればうんと安いというふうに伺っていますので、それであれば送るように仕向けていくような取組をしていただきたいなと思いました。ここは以上で、今後もどんどん増えますので、いろんな対策が必要になってくると思います。予算的にも、これは積み増ししていくものだと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○ 谷口周司委員

ここ、多文化共生のところ、外国語のところに関連させていただくんですけど、ちょっと会派のほうからもあったんですけど、企業における日本語教育というところには、以前から積極的にしていただきたいたいという要望も出している中ということなんですけど、以前、一般質問で、市長のほうに、そういった外国の方を雇われている企業に対して、日本語教育をしっかりとしてもらえるようにということ、市長自らが訪問して、要請してはどうかという質問に対して、市長のほうから積極的に行きますみたいなことを答えていて、

それはどうなったんだということをちょっと確認してほしいということで、本当に市長自らそうやって行っているのか、これから行くのか、いやいやもうその話はなくなったのか、その辺りだけ考えを聞いてきてほしいということでしたので、今現在、まず、そういう行動を起こされたのかどうか、そこだけ確認したいんですけど。

○ 濱浦市民生活課多文化共生推進室長

多文化共生推進室の濱浦でございます。

市長が企業に対して外国人従業員に対する日本語教育の働きかけを行っているのかどうかという問いでございましたけれども、ちょっとそれに対して直接的にお答えできるような形ではないんですけども、昨年7月に外国人雇用企業向けの講演会を開催させていただきました。

その中では、津市における井村屋さん、こちらは去年県の助成も得ながら日本語教室を開催したということで、その事例に対する発表をしていただきました。その講演会の後に、パネルディスカッションということで、四日市の企業、それから日本語教室の運営者等々、入っていただいて意見交換をさせていただいております。その中で、楠地区にあります藤井燃系株式会社さんにパネリストとして出演していただいておりまして、こちらは積極的に外国人材の登用、それから日本語教育に取り組んでおられます。こちらにつきましては、市長が訪問して、紹介の動画なんかもホームページ上で公開されております。

このような形で、直接、間接を問わず、日本語教育に一生懸命取り組んでいる企業を紹介するというところで、裾野を広げてまいりたいと考えておりますので、今後も、企業における取組の推進の中で、トップセールスじゃないですけど、トップによる働きかけというのも視野に入れて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○ 荻須智之委員

ありがとうございます。

それで、次が25ページ、犯罪被害者等支援条例に基づく取組についてもありがとうございます。

これは金額がちょっと1桁間違うぐらい少ないんですけども、これはもう見舞金ですね、一時金の。基本になるのは、裏のページかな、26ページに県、国のというのがあるんですが、これでちょっと伺いたいんですけど、大黒柱を失った場合、これでやっていける

んかなと思ひまして。結局生活保護を申請してくれという答えなのかなと思ひて、その辺をどういふふうにつえていらっしやるのか伺ひます。

○ 石田市民協働安全課長

市民協働安全課、石田でございます。

26ページの5のところの国の犯罪被害給付制度、こちらのほうが、遺族給付金のところを見ていただきますと、被害者の収入と生計維持関係遺族の人数に応じた額ということ、それから、その下にも米印のところに、生計維持関係遺族に8歳未満の遺児がいる場合、その年齢、人数に応じて上限額に加算をするというようなところもありまして、遺族給付金のところが一番大きな額になるのかなと思ひておりまして、やはり県、市は、一時金的なところ、一時しのぎというところになるのかなと思ひております。

○ 萩須智之委員

ありがとうございます。

それであれば、犯罪者が国内にまだいて、請求できるんやったら、行政代執行して、市が請求ということはやれませんか。明石市は、離婚した側の片一方が養育費を払っていないのに対して行政代執行をしてというのを始めていますよね。同じように応用できやんものかなと思ひまして。一番あかんのは、働けば返せるのに、返さないのがいるんですわ。これを何とかして取ろうと思ったら、行政代執行ならできますやんか、差押えとか何でも。個人では無理なんですよ、被害者の側では。これはどうですか。

○ 石田市民協働安全課長

こちらとしては、その辺りはまだ研究しておりませんので、明石市の例というものをちょっと聞いて、どういう形でやれるのか、どういうような形が取れるのかというところをまた検討していくところだと思ひております。

○ 萩須智之委員

ありがとうございます。

唐突なのでお答えを用意されていないのはもう当然だと思ひんですが、これしかもう取れないですわ。一番怖いのは、もう海外逃亡されるともう追えないと。すぐ帰っちゃうん

ですよ。そういう点でも、これに対して何か保険みたいなものが掛けられるとか、本気で救済するような施策を考えていただきたいんです。今のままでは市と県は一応見舞金を出しましたよという感じですよ。実質こんなのでやっていけるわけないんですけど。です。本気で取り組んでいただきたいなと思いますので、要望しておきます。

それから、27ページなんですけど、私もこういうのに詳しくはないんですけど、いろいろとお声が上がってくるものですから、市民がやる市民の文化祭というのは、スポーツでいう競技会も、例えば市民水泳大会というのは、やはり初心者とか生涯スポーツをやる人に配慮した大会になっているんですわ。もちろん競泳ですから順番はつけて、賞状は上位3人ってなっているんですけども、これが果たして開かれたものかなというのをよく聞きますので、調べていただいたのはありがたいんですけども、審査の方向と趣旨が、やっぱり美術のレベルを上げるのに一番重きを置いているのか——レベルアップですよ——それか、いかに市民参加を考えたものなのかというのを、当市としてのビジョンが見えないんですわ。ただ、ずっと毎回やっていて、四日市市文化協会さんにもお世話になりながらということで、レベルは高いというのは伺っています。だけど、一部の方でセミプロみたいな方が並んでいるだけでは、本当にこれがどうなのかなという気持ちがありますので、その辺りちょっと指針を伺えたらと思うんですけど、どうでしょう。

○ 中野文化振興課長

文化振興課、中野でございます。

市の美術展覧会開催に当たりましては、かつて審査に偏りがあるんじゃないかということを決算の折にご意見を頂戴して、1年間、美術展覧会の開催を休んで、見直しを図った経緯がございます。そのときに、私どもとしては、きちんとやっていたという認識ではあったんですが、偏りがあるんじゃないかというふうに委員の皆さん、あるいはまた市民の方が思われた中に、運営に係る各部門、例えば日本画とか洋画とかという部門の知識を持った委員の方と審査員を兼ねているからじゃないかと、さらに、運営委員の方がほかの審査員も推薦しているということが、偏りにつながるんじゃないかというふうなご意見をいただきまして、その辺りの見直しを図りました。

現在は、運営委員と審査員は兼ねないことになっておりますし、どちらの委員も、私ども事務局がこの方でどうだろうかということを選びまして、委嘱をしているという状態になっております。さらに、審査員につきましては、今、各部門、私ども四日市市の美術展

覧会は6部門あるんですけれども、それぞれ5人ずつ審査員がおりまして、お一人は、必ず学識経験者なり、見る側、鑑賞者側の目を持った方に入っていただくということで、大学の先生だったり、美術館、博物館の学芸員だったりという方が必ず1名は入るようにしておりますのと、同じ会派といいますか、流派といいますか、その審査員があまり重ならないようにと、2名を超えないようにというようなルールを審査の要綱で決めまして、審査員の選定も行って、審査に当たっているという状況がございます。そうすることで、偏りなく審査していただいて、多くの方に賞を得る喜びをも感じていただきたいし、参加することでご自身の趣味を高めるとか、美術に関する関心を高めるとか、そういった取組をさせていただいているところです。

ちなみに、運営委員、審査員ともに任期がございまして、運営委員は、1期が2年間、連続して2期4年間まですることができるとはできる。間を置けばまた委員になることはできるんですけれども、連続しては2期4年まで。審査員につきましては、1期を1年としまして、連続しては2期というふうな形をお願いをしているところでございます。

やはり部門においては、人材の少ない部門、例えば彫刻とか日本画とかは、かなり出品も少ないし、審査できるような方も少ないという状況もありますので、苦慮はするんですけれども、それこそ県内他市の開催状況、事務局の担当等と情報交換しながら人材の確保とか、紹介もしていただいたり、また、県外のほうにも審査員については目を向けて、人を探してということ常を私ども事務局でアンテナを張ってやらせていただいております。

1年とか2年とかという期限を守って更新していくことで、広い意味で多くのジャンルの方々が入賞できる、そういう機会を私どものほうで設けさせていただいているということでございます。

以上です。

○ 萩須智之委員

ありがとうございます。

ご説明の答弁、負けます、お上手なので。すみません、本当によく分かります。

今のご説明で非常によく分かったんです。それで、同じ会派の人にもならないようにして、学識経験者も入れてということで、実際の効果として以前あったような批判はもうなくなりましたか。

○ 中野文化振興課長

文化振興課、中野でございます。

本当にそういったご意見はいただかなくなりました。かつては、どなたと名のらずに課のほうへ連絡があることも、ちよくちよくあったように聞いておりますし、議員の皆様方のところへ意見を届けられる方もあったように聞いておりますが、最近はそのようなお声はございません。ありがとうございます。

○ 萩須智之委員

ちなみに伺ったんですけど、作品の作者名も伏せてブラインドで評価してということなら、もう誰のお弟子さんかということも分からないわけですよ、本来は。けど、専門家が見ると一目瞭然らしいんですけど。その中でも、審査員がそういう形で順繰りに替わっていくし、平等だということであればいいなど。

もう一つだけお願いしておきたいんですが、ファミリー音楽コンクールの誰でもが審査員になれたような市民審査員のような形で、市民が投票するとか、会場で投票したりすると、印象に残ったものとかよかったなというのとか、それと、誰でも気軽に出品できるという芸術性に重きを置いたものでないという取組もぜひお願いしたいなと思うんです。そうでないと、実際見ますと専門家だけが足を運んでいるんですよ。それですので、開かれたものにしていただけたらなと思いますので、それをお願いしておきます。

○ 中野文化振興課長

文化振興課、中野でございます。

萩須委員、ご意見ありがとうございます。

今おっしゃっていただいた、来場された方が印象に残ったものを投票できるような、そんな制度はどうかとおっしゃっていただきましたけれども、実はそれは取り入れておりまして、先ほど申し上げた見直しを終えた回から、来場者の方にもじっくりご覧いただくその喜びも味わっていただこうと、審査に参加するような、ちょっとまねごとではあるんですけども、来場者が選ぶ作品賞というのを設けまして、一定期間、例えば、ここの表に挙げておりますように、令和2年の開催ですと会期8日間となっておりますけれども、集計の都合もあって、初日から金曜日までの期間に投票いただいたその結果を、日曜日、最終日の表彰式と一緒に発表するというのをさせていただいております。そうすることで、

ご来場いただく方もじっくり楽しんでご覧いただけますし、審査に参加するようなちょっとまねごとでもできるということで、取組をさせていただいておりますので、ご紹介をさせていただきます。

やはり市の美術展、中には、委員がおっしゃるような、セミプロではないかとか、ベテランの方しか出品できないんじゃないかというふうなお声を今いただきましたけれども、そういう方々には審査対象外という形で徐々に、例えば市長賞とか、上位の賞を何度か取られたらもう審査の対象外になっていかれるような制度もありまして、多くの方が入賞できるような仕組みも持っておりますので、決して、プロ、セミプロを相手にしたものではありませんということはどうかご理解いただければと思っております。

これからも多くの方にご参加いただけるように私どもも工夫してまいりますし、運営委員会のほうでもそのような議論をいろいろしていただいておりますので、今後も、運営委員会が年に2回開催されます。その直後の市議会開催の折には、所管事務調査ということでご報告もさせていただきますので、ご理解賜りますようによろしくお願いいたします。

以上でございます。

○ 萩須智之委員

ありがとうございました。

すみません。実は以前伺っていましたね。忘れていました。

それと、所管事務調査を現場でやるのがいいのかなと思って今聞いていましたので、ぜひ見せていただきます。ありがとうございました。すごく改善されているという結論ですね。ありがとうございました。

次で最後にします。

28ページなんですけど、文化振興基金というのは、ファミリー音楽コンクールに向けた企業協賛金とかと同じような趣旨で寄附を募っていらっしゃるということなんですけど、私も10年前、始める前の11年前か分からないんですけど、ファミリー音楽コンクールを始めるに当たって、この基金の支出先の対象にならなかったのが不思議なんですけど、これは何でなんですか。

○ 中野文化振興課長

文化振興課、中野でございます。

この基金の趣旨が、こちらにもご紹介させていただきましたように、市民文化の振興を図るためということで、主に市民の方の自主的な文化活動に充てさせていただいております。委員もよくご存じのように、全国ファミリー音楽コンクールは、外部の委員さん含めた実行委員会の形式でやっているじゃないかと、言い方によっては市民の文化ではないかというふうな思いもあろうかと思うんですが、市として、市のPRにつながるシティプロモーションの意味合いを多く持って取り組んでいた事業でありますので、こちらについては、文化振興基金を活用することはございませんでした。

以上でございます。

○ 萩須智之委員

ありがとうございます。

形態が違くと、市民主導でやっているものとは違うということで、充当できなかったということですね。ありがとうございます。

今後、この代わりにやっていかれる、予定していらっしゃる行事もやっぱりこれと一緒にの財源というわけにはいかないんですか。

○ 中野文化振興課長

文化振興課、中野でございます。

今後の事業がどのような形になっていくのかは、検証をした上で事業の計画を立てていくということもございますので、今現在は何とも申し上げようもないんですけれども、やはり市として取り組むものであれば、この基金の活用はふさわしくないのではないかなというふうに私は思っております。

以上でございます。

○ 萩須智之委員

ありがとうございます。

それであれば、ジャズフェスティバルとかそういう市民主体のものにもう少し出させていただいてもいいかなという気持ちもありますのでお願いしますのと、それと、一般質問でも申し上げましたように、松本市は24万人で中核市かな、財政規模はこちらより小さいんですけど、毎年サイトウ・キネン財団に1億3000万円を出捐して、長野県も1億円出して

いるんです。それをずっと30年やってきているというのを見ると、四日市市の文化に対する支出というのはあまりにも少ないので、文化をやめたらどうかなと思うんですけど、中途半端やもんで。市美術展覧会ならいいんですけど、もう何か中途半端になって10年でやめるというのは、ちょっとみっともないような気もしましてね。ですので、次やられるんならもう30年やるって腹をくくってやっていただいて、1億円ぐらい出してもいいような形で皆さんが賛同するような、全国に向けて発信できるものならいいんですけど。これは全国に出すっていうのをやめると内向きになるんで、市民だけが喜ぶっていうのになるとシティプロモーションにならないと思うんですよね。その辺についてはここで答えいただくものではないので結構です。

以上です。

○ 平野貴之委員長

では、一旦ここで10分間の休憩とします。

15 : 38 休憩

15 : 49 再開

○ 平野貴之委員長

じゃ、再開しましょうか。では、審査、質疑、再開いたします。

ほかに質問がある方。

○ 森 智子委員

資料ありがとうございました。

6ページの地区市民センターの機能強化事業のことですけれども、風力・太陽光発電の設備が施工されるのが令和5年度ということで、その予算ががんと上がっているということがよく分かりました。

風力・太陽光発電の設置なんですけれども、二つの地区市民センターに設置ということで、試験的に設置をするということで、試験的に設置をしたそれ以降の考え方を教えていただいてもいいですか。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

現在につきましては設置を試験的にさせていただいて、使い勝手といいますか、利用方法を模索する中で、後については考えさせていただきたいということなのですが、これについては、環境部のほうでも環境計画とかの中で公共施設への太陽光パネルとかそういうふうな議論も進んでまいります。それから、電気自動車の件についても、全庁的な公用車についてのそういう計画も今後整備していくというふうに聞いておりますので、その辺も総合的に勘案して、それ以降、2か所以降については、その辺も踏まえた上で、検討をさせていただきたいと思っております。

○ 森 智子委員

分かりました。ありがとうございます。それでいいと思います。よく分かりました。

○ 平野貴之委員長

ほかに質問ある方。

○ 後藤純子副委員長

レクのとときに、2地区市民センターを海沿いの地域と海沿い以外の地域で考えられているということだったんですけど、設計をするに当たっては、全地区対象で設計、設置ってなったときに、地区市民センターの構造上、どこでもつけられるものなんですか。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

説明が不足しておって申し訳ございません。

まず、設計の予算については、2か所分の設計に係る費用を今回上程させていただいております。正副委員長レクのとときにお話をさせていただいたのが、2か所はどこなんだという場合に、いわゆる海側とそれ以外というふうな言い方で説明をさせていただいたと思うんですが、一つは津波想定避難ラインというのが海拔5mで引かれておると思うんですが、その中と外で1か所ずつというふうで今検討をしております。

○ 後藤純子副委員長

じゃ、もう設計の時点では2地区はもう決められるということの理解でいいですか。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

設計を出す前にあらかじめ目星をつけさせていただいて、業者とも現地で打合せをして、確実にこの場所ということで決めてから設計に入っていきたいというふうに考えております。

○ 後藤純子副委員長

分かりました。ありがとうございます。

○ 平野貴之委員長

なので、発電機というのは、現状の地区市民センターのどの建物にも取り付けられる仕様なんですか。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

これは、いわゆるポールがあって、風車と太陽光パネルがついておりますので、敷地を一定、これは大体の概数ですけど、1 m角ぐらいを掘って埋め込むと。それから、2階の部屋に蓄電池を置いて、配線でつなぐということですので、スペースがあればということでございます。

○ 平野貴之委員長

分かりました。ありがとうございます。

ほかに質問のある方。

○ 荻須智之委員

風だったら屋上の方が強いんですけど、上にはもうつかない構造なんですね。基礎が要るというような構造なんかな。もう納得しました。ありがとうございます。

○ 谷口周司委員

風力のところでちょっと確認をさせていただきたいんですけど、2地区に絞っていくか

と思うんですけど、2地区で試験的にというのは非常に重要になってくるかと思います。それによってその後つけることがなくなることもあれば、全地区に行くかということもあるんですけど、そういった中で、やはりこれは環境への配慮というのはもちろんですけど、非常時の非常用電源としていかにどう活用できるかというところを考えると、やはり設置した段階ではしっかりと訓練とか、そういうのもしっかりと使っていただく必要があろうかと思いますが、できたら積極的に地区としてもそれを活用したいんだと、そういった思いのあるところでの試験的な設置をしていかないと、こちら側はここに付いたらいいかなと思ってつけたとしても、いざつけてもらった地区は、こんなのが来てもらったら困るわというところでは何の価値もないので、ある程度試験的にしていくのであれば、地区の理解というのをしっかりと得たところにやっていかないと、その後につながっていかないと、そういうことがありますので、ぜひそういったことも視野に入れながら、設置をしていただきたいと思います。

以前は、電気自動車は全地区へということで、ある程度3年間ぐらいでというのはもういきなり出てきていましたけど、今回はそうじゃなくて、二つを試験的にして、その後どうするかは再度検討していくということでもありますので、前回よりも今回の2地区というのは重要になっていくかと思いますので、ぜひそういった地区との協議というか、理解もしっかり得てもらって、つけていただこうようにお願いをしたいと思います。

そこは一応、先方の地区とも協議はしていくということでよかったですか。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

これは非常に大事なご意見というか、視点でございまして、よかれと思ってしたことが、地域にとっては喜ばれないというのはあってはならんことですし、それから、試験的につけるという中で、じゃ、何を試験するんだという話が出てまいります。そうすると、これは非常時の訓練、何をどれぐらい使って、タコ足配線でスマホが何台充電できるんだとか、そうすると、地域の方にスマホを持ってきてもらって充電をしてもらえませんかというお願いもせねばなりません。

そういったことですので、試験をするのが、実際想定したときにどれぐらい役に立つのか、役に立たないのかということになりますので。例えば、電気代としては要らないわけですから、地区市民センターで投光器を帰りしなにつけておいて朝までちゃんについておるかとか、そういうチェックの仕方もありますけれども、実際には実態に即した訓練で使

用していただくということで、地域の方のご意見も、これはええものやというふうな評価があれば広がっていく話にもなると思いますので、委員がおっしゃられた視点を踏まえまして、地区の合意というか。ただ、あらかた私どもで決めないと、どうしましょうかといえばうちもとなりますので、私どもの中で選定した地域について協力が得られるかというふうな当たり方をさせていただきたいと思っております。

○ 谷口周司委員

ありがとうございます。ぜひお願いしたいと思えます。

あと、試験的とはいえ、もう2地区はずっとつけていくということでもんね。試験的につけました、駄目だったから抜きますってわけにはいかないと思うので、基本的にはもう試験的とか言いながらも、この2地区はある程度設置をしていくということですね。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

これはそのまま設置していくつもりでございます。

それから、費用も、計画額でございますけれども、1か所500万円を超えるようなものということになっておりますので、それから、耐用年数的には20年、パネルとかは、メンテナンスする必要があると思いますが、基本的には20年もつということで聞いておりますので、移設が不可能かというところも分かりませんが、つけたところはそのままになると思っております。

○ 谷口周司委員

分かりました。

ぜひ、指定避難所とかそういった関係とも、地区市民センターとして避難所がどうかとか、いざというときにどういうふうな避難体制になるのかとか、そういったことも想定しながら設置については慎重に、かつ、いろいろ協議していただきながらつけていただければと思いますので、要望として置いておきます。

以上です。

○ 平野貴之委員長

ほかに質問ある方。

○ 荻須智之委員

そうすると、ふだんは鉛電池が満タンに充電されているだけで、何も使わないということですか。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

これは2階に置くというときに、先ほど有事の際の利用方法というのは説明をさせていただいたということなんですが、平常時といいますか、何も無いときにつきましては、2階に会議室、貸し館スペースがございますので、そこで何か会議があるときのマイクのスピーカーを差させていただいたり、パソコンとか、あるいは今ですと換気のためにサーキュレーターを回させていただいておる部分がございますが、そういうサーキュレーターの電源等に活用をさせていただきたいとは思っております。

○ 荻須智之委員

ありがとうございます。

ある程度使われるということですね。分かりました。

○ 平野貴之委員長

ほかに質問のある方。

○ 後藤純子副委員長

5ページの性の多様性に関する啓発ガイドブックについて、イメージがちょっとまだ決まっていないということだったんですけど、参考イメージということで、ありがとうございました。

1点お伺いしたいのが、性的指向の表記ってLGBTにするのかLGBTQにしていくなのか、性自認はソジをSOGIEにするのかSOGIにしていくなのかも、決まっていたら教えていただければよろしいですか。

○ 堤地域調整監兼市民生活課課長補佐

地域調整監の堤でございます。

後藤副委員長からのご質問に対しましては、まだLGBTという名称と、プラスクエスチョンというQ、それとソジもSOGIとSOGIEというのが一般的にございます。市として、これで行くということを決めたことはございませんので、全体的な状況も勘案して、これまでの状況とかも勘案して、今後決めていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○ 後藤純子副委員長

分かりました。ありがとうございます。

○ 萩須智之委員

これは、いかにもLGBTが性的指向とかというの、ちょっと日本人が使い間違えているんですが、実際には英語ではセクシュアルオリエンテーションなんですよ。だから、それはそういう表記のほうがいいと思います。性的指向って書いておくだけで、これはまだ変わってくると思いますので、考えていただけたらなと思います。いつも気になってい

ます。

以上です。

○ 平野貴之委員長

ほか、追加資料について質問のある方。

(なし)

○ 平野貴之委員長

では、追加資料以外のところで質問を受け付けます。

今は、市民生活課、市民協働安全課、文化振興課所管部分についての審査をしております。

資料は、213当初予算資料（市民文化部）です。

○ 谷口周司委員

文化振興事業支援補助金に関係してくるかと思うんですけど、コロナ禍になって、この

2年か3年ぐらいずっと地域での文化継承というのかな、無形文化財、祭り関係、こういったところが行われていないことによって、継承に対して少し懸念が出てきているという声も聞くんですけど、なかなかコロナ禍でやれということも難しいかと思うんですけど、担当課として、そういう状況がある中で、無形文化財として結構市内にも幾つか指定されている祭りがあると思うんですけど、これに対してどうせえというのも難しいところではあるんですけど、継承されていなくて2年間何もできていないという状況を、担当課として、何か今後こうしていこうとか、こういうふうに補っていこうとか、そういったところがあればぜひご意見を聞かせていただきたいと思います。

○ 中野文化振興課長

文化振興課、中野でございます。

谷口委員から地域の伝統的な文化行事の今後の継承についての考え方をお尋ねいただきました。

私どもとしましては、まず、補助金による支援としまして、地域の文化遺産の保存・継承支援事業費というのを持っております。こちらは、文化財の指定の有無にかかわらず、地域の皆さんにとって大切な伝統的な文化行事がこれからも続いていくようにご支援するものでして、例えば、担い手育成事業については、指定文化財のものも含めて、2分の1の補助率で上限20万円までの事業の補助をさせていただいたり、用具類の更新については、ちょっと補助率は低くなるんですが、4分の1以内でご支援させていただいたりというものを持っております。やはり、行事がストップしている、活動ができていないという状況では、補助金の活用も実は少ないんですけども、こんなときだからこそ用具の修繕をしませんかというご案内を、私どもが把握しております団体の皆さんには今年ご案内をさせていただきました。

また、この補助金が生まれるきっかけとなったのが、実は郷土が誇る芸能大会の開催によって、各地区の皆さんとお話をする中で、求められている支援ということでできたものでありますので、芸能大会の開催についても、今後は、より伝統的なものに重点を置いて、大会の開催で舞台での発表という日の目を浴びるといって、そういう催しと、それと一緒に勉強会をしましょうかとか、併せて関連する用具を展示することで理解を深めていきましょうかとか、そんなやり方に令和4年度からは変えさせていただこうと思っておるところです。

今年やはり何もできないという中で、私たちもいろんな声を伺いましたので、これまでには年に1回、2回、いろんな団体さんと集まって情報交換する場を持っていたんですが、集まりづらい状況がありますので、今年は2回アンケートをさせていただいて、今年の活動状況はどうですかということと、それと、来年度、令和4年度に芸能大会をするときにはご協力いただけるでしょうかと、皆さんの今のご様子どうですかということをお願いさせていただいて、それをまた皆さんにフィードバックするというのをさせてもらっています。

1回目のアンケート調査は夏の暑い時期にさせていただきました。いつもでしたら、秋に皆さん大体お祭りがありますので、それに向けた練習等をやってみえるかなということを知りたくて、アンケートをさせていただいて、やはりなかなかできていないよという状況がありましたので、それを皆さんに返させていただくとともに、私どもも芸能大会はできないなという判断を令和3年度はさせていただいて、さきの議会の折に減額補正もさせていただいたんですが、現在また、今の状況どうですか、来年度に向けてどんなふうを考えていらっしゃるかというアンケートをさせてもらっているところです。まとめましたら、各団体の皆さんにお返しして、皆さんで情報の共有を図っていこうと、そのときには、併せて補助金の制度、私どもも持っておりますし、それから観光交流課の持っているものですか、社会教育・文化財課の補助の制度ですか、併せてご案内をさせていただくことをしております。そんな状況でございます。

○ 谷口周司委員

ありがとうございます。

いろいろ考えていただいているということはもう理解させていただきましたので、これも来年度ないと、本当にもう3年ないと、次にまたやるのに大変だという声も聞いていますので、何か団体さん同士でいいアイデアが出ているとか、いい継承のやり方があるよということがあれば、ほかの団体さんにつなげていただいて、アドバイスをいただくとか、また、もし、市としてできるなら、何かオンラインでそれぞれの活動風景を共有できるような、何かそういったことも考えていただきながら、本当に喫緊の課題ですと、かなり大変ですという声も聞いていますので、ぜひ再来年度に向けては、予算を上げてでも、継承に向けて、少し本腰を入れて継承というところには、コロナを終えた次のことをぜひ検討していただきたいと思いますので、お願いいたします。

以上です。

○ 平野貴之委員長

ほかに質問のある方。ないですか。ないですね。

(なし)

○ 平野貴之委員長

では、質疑が出尽くしたようですので、討論に移ります。

○ 中村久雄委員

先ほどの地区市民センターの階段昇降機の設置です。

階段昇降機の設置は、今の時代にどうなのかなと非常に疑義があります。そういうことをしっかり踏まえて、今回はこれ、見送るべきというふうに考えます。

○ 平野貴之委員長

反対の討論ですね。

○ 中村久雄委員

反対の討論です。

○ 平野貴之委員長

ほかに討論のある方。

(なし)

○ 平野貴之委員長

ないようですので、採決に行きたいと思います。

反対表明がありましたので、挙手により採決を行います。

議案第73号令和4年度四日市市一般会計予算のうち、反対討論があった第10目地区市民センター費について、可決すべきものと決することに賛成の委員の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○ 平野貴之委員長

賛成多数であります。よって、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第73号 令和4年度四日市市一般会計予算、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第10目地区市民センター費について、採決の結果、賛成多数により可決すべきものと決する。]

○ 平野貴之委員長

続いて、先ほど採決を行った部分を除く部分について採決を行います。こちらは特段反対討論がない部分ですので簡易採決とさせていただきます。

それでは、議案第73号令和4年度四日市市一般会計予算のうち、第1条歳入歳出予算、歳出第2款総務費、第1項総務管理費中関係部分、第10款教育費、第5項社会教育費中関係部分、第2条債務負担行為中関係部分のうち、第10目地区市民センター費を除く部分について、可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 平野貴之委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第73号 令和4年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費(関係部分)、第4目文書広報費(関係部分)、第11目国際化推進費(関係部分)、第13目計量消費経済費、第17目コミュニティ活動費、第18目市民活動費、第19目文化振興費、第20目生涯学習振興費、第23目諸費(関係部分)、第10款教育費、第5項社会教育費、第3目公民館費(関係部分)、第2条債務負担行為(関係部分)について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 平野貴之委員長

全体会に送るべき事項はありますか。

○ 中村久雄委員

先ほど皆さんの賛同を得られませんでしたけれども、地区市民センター管理運営費・整備事業費につきましては、令和の時代、コロナ禍を経験した我々は、情報社会においてこういうのが本当に必要なのか、障害を持った方の特性、利便性を真剣に考えて、もう少し議論する必要があると思いますので、全体会で審査をお願いしたいと思います。

○ 平野貴之委員長

という意見がありましたが、これに対して意見というのはありますか。ないですか。

(なし)

○ 平野貴之委員長

そのほかに、階段昇降機の件以外に全体会へ送るべきものはありますか。

(なし)

○ 平野貴之委員長

では、なければ、先ほど、中村委員から提案がありました、第10目地区市民センター費の階段昇降機について全体会審査に送るべきとの意見がありましたので、皆さんの挙手で決めたいと思います。

こちら、地区市民センター費の階段昇降機を、本件を全体会審査に送ることについて、賛成の委員の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○ 平野貴之委員長

では、賛成多数ということで、こちら、全体会審査に送ることといたします。

議案第106号 令和3年度四日市市一般会計補正予算（第12号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第1目 一般管理費（関係部分）

第10目 地区市民センター費

第11目 国際化推進費（関係部分）

第17目 コミュニティ活動費

第19目 文化振興費

第2条 繰越明許費の補正（関係部分）

第3条 債務負担行為の補正（関係部分）

○ 平野貴之委員長

では、次に、議案第106号令和3年度四日市市一般会計補正予算（第12号）のうち、市民生活課、市民協働安全課、文化振興課所管部分を議題といたします。

本件は追加上程分ですので、資料の説明をお願いいたします。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

引き続き、どうかよろしく願いをいたします。

タブレットは、今日の会議、3産業生活常任委員会／分科会、228補正予算資料（市民文化部）でございます。よろしいでしょうか。

3ページをお願いいたします。

3ページは楠交流会館管理運営費でございます。

楠交流会館において実施しましたLED化の工事や受変電設備工事におきまして、入札差金が生じたことから、1750万円の減額補正をお願いするものでございます。

4ページをお願いいたします。

4ページ、楠ふれあいセンター管理運営費でございます。ふれあいセンターの空調機更新工事において入札差金が生じたことから、840万円の減額補正をお願いするものでござ

います。

5 ページをお願いいたします。

地区市民センター管理運営費でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、施設の利用率の低下により光熱費等が減少したことから、720万円の減額補正をお願いするものでございます。

6 ページをお願いいたします。

地区市民センター整備事業費でございます。

地区市民センターにつきましては、令和元年度から順次LED化工事を進めておりますが、令和3年度においては6地区市民センターにおきまして実施しております。工事におきまして、入札差金が生じたことから、470万円の減額補正をお願いするものでございます。

7 ページ、地区市民センター整備事業費（アセットマネジメント）でございます。

令和3年度は、3地区市民センターにおきまして空調機の更新等に伴い入札差金が生じたことから、780万円の減額補正をお願いするものでございます。

8 ページ、地域活動費（館長権限予算）でございます。

館長権限予算におきまして、各地区市民センターにおいて事業を実施しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、10事業を中止したことから、790万円の減額補正をお願いするものでございます。

9 ページをお願いいたします。

集会所建設費補助金でございます。

自治会による集会所の建設、購入、修繕などについて補助を行うものでございますが、前年度お聞きしておりました、補助を予定しておりました建て替えや修繕の計画件数が減少したことから、1240万円の減額補正をお願いするものでございます。

10ページをお願いいたします。

多文化共生推進事業費でございます。

多文化共生推進に係る事業のうち、モバイル端末機、遠隔通訳サービス業務委託、多文化共生推進プラン策定支援業務委託等におきまして入札差金が生じたことから、544万5000円の減額補正をお願いするものでございます。

11ページをお願いいたします。

地区市民センター整備事業費に係る繰越明許費でございます。

塩浜及び楠地区市民センターのLED化工事におきまして、工事に必要な材料が調達できず、年度内工事完了の見込みが立たないため、1937万2000円の繰越明許をお願いするものでございます。

12ページをお願いします。

モデル地区共生推進事業費（多文化共生拠点施設整備事業）でございます。

多文化交流拠点施設の整備を予定しております笹川西小学校跡及び笹川西公園の再編整備において、地元住民との調整に時間を要しておりまして、整備予定位置等が確定できておらず、このことから、年度内に多文化交流拠点施設整備計画を作成する見込みが立たないことから、261万8000円の繰越明許をお願いするものでございます。

13ページをお願いします。

集会所建設費補助金でございます。

小牧町南公会所のLED化工事におきまして、工事に必要な材料の調達に時間を要し、年度内の工事完了及び補助金交付ができないため、30万円の繰越明許をお願いするものでございます。

私からは以上でございます。

○ 石田市民協働安全課長

市民協働安全課、石田でございます。

14ページをお願いいたします。

防犯外灯新設維持費補助金でございます。

防犯外灯の新設等の補助金につきましては、蛍光灯からLEDへの取替えが想定より少なく、電灯料の補助金につきましても、灯数が想定に満たなかったことから、930万円の減額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○ 中野文化振興課長

文化振興課長、中野でございます。

続きまして、15ページをお願いいたします。

三浜文化会館管理運営費では、建物の東西にあります駐車場をつなぐ連絡通路の整備に係る測量設計業務委託料について、入札差金が生じたので、430万円の減額補正をお

願いするものでございます。

16ページをお願いいたします。

文化会館整備事業でございます。

こちらは、文化会館の舞台照明設備と舞台音響設備の更新工事におきまして入札差金が生じたので、減額補正を行うものでございます。大規模設備等改修事業費におきまして7500万円、アセットマネジメント事業費におきまして1100万円、合わせて8600万円の減額をお願いいたします。

続いて、17ページをお願いいたします。

先ほどの文化会館整備事業における舞台照明及び舞台音響設備の更新工事におきまして、更新に必要な物品の調達に時間を要し、年度内の工事完了が見込めない状況がありますために、工事費と管理業務委託費の繰越明許をお願いするものでございます。大規模設備等改修事業費におきまして5億1874万1000円、アセットマネジメント事業費におきまして5451万7000円でございます。

次に、18ページをお願いいたします。

文化会館等管理運営費でございます。令和2年度の文化会館と茶室の指定管理料につきまして、新型コロナウイルス感染症の影響によります精算分、3051万9000円の補正予算を昨年の8月定例会議会におきましてお認めをいただきました。この分につきまして、債務負担行為として設定することの補正をお願いするものでございます。期間は、今年度、令和3年度から令和5年度でございます。

説明は以上でございます。

○ 平野貴之委員長

では、説明はお聞き及びのとおりです。

では、ただいまの説明に対して質問、意見のある方は挙手をお願いします。

○ 中村久雄委員

防犯外灯のところで、ちょっと教えてください、ちょっと分かりにくかったので。

電灯料に対する補助については、過去の実績から算出した灯数見込みが下回ったということやけど、これはどういうことなのか。防犯灯が減っているということなのか、それとも、LED化になって自治会でやってくれておったということなのか。

○ 石田市民協働安全課長

新設、修繕及び撤去のところで補助金を出しておりますけれども、LED化が進んでいくと見込んだ数が、見込んだ数までいかなかったということが一つと、それが電気代にも跳ね返っておるということ、それから、撤去したままになっているというところが出てきておるということで、想定より電気代、電気料金のほうの申請が少なかったと思っておりますし、もう一つは、予算要求させていただく中で、電気代の値上がりもちょっと加味しておるところがありまして、昨年度予算要求の時点でも値上がりしておるようなところもあったものですから、そういう意味では、その想定よりも電気代が安く済んだということもあるのかなと思っております。

以上です。

○ 中村久雄委員

防犯外灯は撤去したやつが撤去したままになっているというのは、どういう理由なんやろうというのがあるんやけど。

○ 石田市民協働安全課長

まれにだと思うんですけれども、そこをもう間引くという形だと思われま。

○ 中村久雄委員

十分な数があるということですね。中には防犯外灯をLED化にしたら、非常に明るいので、その付近の家の方から苦情があったとかそんなのもあるんじゃないかなと思うんやけど。

○ 石田市民協働安全課長

LED化をするに当たって、LEDにもいろいろとランクがありまして、かなり遠くまで光を飛ばせるものも出てまいりました。そういう技術的なところもあって、ここは取っちゃっていいんじゃないかというようなこともあるのかなと思っております。

○ 中村久雄委員

市民文化部としたら、十分今の灯数で防犯外灯の役目を果たしておるという判断でやっているわけですね。その確認だけお願いします。

○ 石田市民協働安全課長

そここのところは地域の実情に合わせてということだと思っておりますけれども、その中で暗いところがあるということであれば、改めてつけるとか、つけるところを見直すとか、いろんなところに対応できるように補助金の運用を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○ 平野貴之委員長

ほかに質問がある方。

○ 谷口周司委員

12ページのモデル地区の共生推進事業費、多文化共生拠点施設。これは笹川西小学校の跡地かと思うんですけど、これは地元住民との調整に時間を要しておりということで、これというのはコロナで会議が持てなかったとかそういう理由で、コロナが理由になるんですか。

○ 濱浦市民生活課多文化共生推進室長

多文化共生推進室の濱浦でございます。

コロナも一つの理由にはなっております。

こちらは7月、12月に住民説明会を開催させていただいております。その中で、笹川西小学校跡地の校舎解体であるとか、そういったところについて、まだ住民の理解を得るには至っておりませんので、そここのところの説明を今丁寧にさせていただいております。

○ 谷口周司委員

ということは、これは今後も調整を続けていく中で、ある程度めどは立っているんですかね。

○ 濱浦市民生活課多文化共生推進室長

多文化共生推進室の濱浦です。

今のところ、めどが立っていると言える状況にまでは至っておりません。

○ 谷口周司委員

ありがとうございます。

大事な施設ではあるかと思えますけれども、住民理解というのも大事なので、しっかり説明には努めていただくようお願いいたします。

以上です。

○ 荻須智之委員

ちょっと確認なんですけど、16ページの文化会館の事業で、入札差金にしては結構大きい金額なんですけど、これは何か特別な理由があったんですか。それだけ教えてください。

○ 中野文化振興課長

この工事につきましては、今費目としましては、2本に分けて、大規模等改修事業費とアセットマネジメントと置いておりますけれども、音響と照明、合わせて1本の契約と実はさせていただいております。その中で、契約額が9億4824万4000円ということで、当初置いておりました予算額が10億円を超えておりましたので、私どもが庁内で営繕工務課等に設計をしてもらったものよりも実際の入札額が大分落ちてきたということを実感したものでございます。

ちなみに、このときも応札業者さんは3者ありまして、皆さん実は同額で、くじ引で業者を決定したという経緯もございまして、結果的にこれだけの金額の減額補正をお願いするということもでございます。

以上でございます。

○ 荻須智之委員

ありがとうございます。

3者とも同額といたら妥当な金額で、怪しい工事にはならないなということですね。

ありがとうございます。

○ 平野貴之委員長

ほかに質問ある方。

(なし)

○ 平野貴之委員長

では、ないようですので、討論に入ります。

討論のある方。

(なし)

○ 平野貴之委員長

ないようですので、簡易採決により採決を行います。

議案第106号令和3年度四日市市一般会計補正予算（第12号）のうち、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費中関係部分、第2条繰越明許費の補正中関係部分、第3条債務負担行為の補正中関係部分については、可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 平野貴之委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第106号 令和3年度四日市市一般会計補正予算（第12号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費（関係部分）、第10目地区市民センター費、第11目国際化推進費（関係部分）、第17目コミュニティ活動費、第19目文化振興費、第2条繰越明許費の補正（関係部分）、第3条債務負担行為の補正（関係部分）について、採決の結果、別段異議な

く可決すべきものと決する。]

○ 平野貴之委員長

全体会に送るべきものはございますか。

では、中村委員、全体会に階段昇降機のところを送る部分の理由について詳しくお聞かせいただいていいですか。

どういう議論を全体会で行ってほしいのか。減額修正に向けて、今の時代に階段昇降機が即していないということでもいいですか。

○ 中村久雄委員

今回、要望をある程度受けた形で、こういう階段昇降機というのが出てきたんですけど、もともと本来みんなが望んでいるのはエレベーターですわ、誰もが使いやすいエレベーター。エレベーターがなかなか設置できないというので、こういう階段昇降機でどうやろうという話で今回の議案が上がっておるんですけど、地区市民センターの使い方というのを、やっぱりしっかりもう一度考える中で、階段昇降機でエレベーターというみんなの要望をそこに収めていいのかという部分で、やはり地区市民センターの在り方をやっぱりみんなで議論したいというので、どうですか。修正すべきですか。

(発言する者あり)

○ 平野貴之委員長

今のでちょっとやってみて、あかんかったらまた明日考えましょう。

今日の審査はこの程度といたします。再開は明日の午前10時からお願いします。

16 : 35 閉議